

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
18	<p>② 施設使用料</p> <p>(エ) 施設使用料の増加策について</p> <p>施設使用料を増やすための方策としては、i. 施設使用料の引き上げ、ii. 未利用施設の利用、及びiii. 会議室等の利用が考えられる。</p> <p>i. 施設使用料の引き上げ</p> <p>業務規程単価の約30%の緩和措置がなされているが、仮に業務規程単価どおり収入できた場合の施設使用料を試算した。平成20年4月1日現在の施設の使用状況が1年間継続すると仮定し計算したところ、年間の施設使用料は748,962千円となり、実際の収入より222,572千円の増収が見込めることとなる。</p>	<p>施設使用料について、平成23年度までの2年間、業務規程単価の約30%の緩和措置を延長することとしたことから、引き上げについては、この間、場内業者の経営状況や市場のあり方に係る協議内容などを踏まえ、検討してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>施設使用料については、平成23年12月の市議会定例会において条例改正し、引き続き5年間、緩和措置を延長することとなりました。また、平成45年度までの収支については、平成23年12月の市議会定例会に提出した「市場費特別会計の収支の見通し」に基づき、施設使用料を業務規程単価の約30%の緩和措置で運営することで市議会の承認を得たところです。今後も場内業者とともに、年内に策定するビジョンに基づく取組等により、経営の安定化を促進させ、施設使用料を現行の業務規程単価に近づけられるよう努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
19	<p>ii. 未利用施設の利用</p> <p>平成20年度末現在，未利用となっている施設がある。これらがすべて利用された場合，業務規程単価であれば年額79,233千円，約30%の緩和措置のなされた単価であっても年額55,858千円の増収が見込めることとなる。未利用施設の利用を進めるためには，既存業者による共同利用の推進が考えられる。また，継続的に新規業者の誘致を行うことも必要であり，そのためには，効果的な情報提供と情報交換が不可欠となる。</p>	<p>既存業者による加工・配送などの機能拡充を促し，未利用施設の利用を促進します。また，継続的に関係機関との情報交換を行うなど，新規入場業者の誘致に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>平成23年12月，水産物部の仲卸売場空きスペースに，東日本大震災被災事業者1社が入場し，場内事業者と連携した水産加工品の製造・販売を開始（但し，被災事業であることから，2年間は無償貸与）しました。また，平成24年4月，青果部の事務室空きスペースに，企業立地雇用課との連携によりコールセンター業務等行なう企業1社が入場し，年額12,723千円の増収が見込まれ，市場施設の利用率は，89.2%となります。今後も，市場の目的外使用なども検討しながら情報発信し，同様に誘致を推進します。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
30	<p>(3)繰入金</p> <p>①一般会計繰入金</p> <p>(ウ) 基準外繰入金が生じないために</p> <p>基準を超えた一般会計繰入金は、基準外繰入となり、一般会計から借入れを行っていることとなる。市場の基準外繰入は、盛岡市の財政そのものの圧迫要因となるほか、基準外繰入が3年連続で生じた場合は、「第8次卸売市場整備基本方針」で定める再編基準の指標の一つに該当し、地方卸売市場への転換等の市場の再編に取組まなければならない。</p> <p>平成17年度以降は基準外繰入は行っていないが、これは、市場跡地の売却益を積み立てている中央卸売市場財政調整基金（以下「基金」）を取り崩しているからである。基金残高が数年で底をつくこととなった場合、基準外の一般会計繰入金による補填が必要となる可能性がある。</p>	<p>市場跡地の売却益を年度末に中央卸売市場財政調整基金として積み立て、各年度の起債償還費用等、歳出の一部に充てるために取崩しを行っていることは、当初から予定されていたものです。今後も市場跡地の早期売却を最優先に、所管換えを行った土地に係る収入の確保、未利用施設の利用促進等による歳入の確保に努めるとともに、事務事業の見直しや歳出の縮減を行うなど、できる限り基準外の一般会計繰入金が生じないように努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;">（中央卸売市場業務課）</p>	<p>○措置済</p> <p>市場形態は、「中央卸売市場」を維持すること、また、平成45年度までの収支については、平成23年12月の市議会定例会に提出した「市場費特別会計の収支の見通し」に基づき運営することで市議会の承認を得たところです。</p> <p>今後は、平成26年度より、4年間、基準外の一般会計繰入金による補填が必要となり、第8次卸売市場整備基本方針で定める市場再編基準の指標の一つに該当します。しかし、指標は4項目あり、3項目以上に該当すると、地方市場への転換などの対応が求められますが、現在のところ、上記指標が該当しても、2項目にとどまる見込みです。なお、市議会定例会に提出した「市場費特別会計の収支の見通し」では、平成34年度から平成43年度までの間で、これまで補填していただいた基準外の一般会計繰入金を全額返済する計画としております。今後も経費等の節減を図り1年でも早く返済できるよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（中央卸売市場業務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
31	<p><b>②基金繰入金</b></p> <p>(ウ) 基金の枯渇について</p> <p>基金設置後、基金は毎年取崩しが行われている。この状況が続けば、いずれ基金が枯渇することとなる。未売却の市場跡地がこのまま売却できない場合（ケース1）と平成22年度に売却できた場合（ケース2）において、基金が枯渇するまでの年数は以下のとおり想定される。なお、1年あたり取崩額は、平成18年度から平成20年度の3ヵ年平均320,175千円と仮定する。また、売却益見込は、未売却地売却予定額535,435千円からインフラ整備費支出予定額60,851千円を控除した474,583千円と仮定する。</p> <p>想定された枯渇までの年数をみると、ケース1の場合は平成22年度に、ケース2の場合は平成23年度に枯渇することとなる。したがって、市場跡地を早期に売却することのみでは、基金の枯渇は避けられない。市場跡地の早期売却を実現するとともに、他の手段によっても収入を確保していく必要がある。</p>	<p>市場跡地の早期売却を最優先に、所管換えを行った土地に係る収入の確保、未利用施設の利用促進等による収入増加のための方策を検討するとともに、事務事業や歳出の見直しによる歳出予算の縮減に努めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>平成45年度までの収支については、平成23年12月の市議会定例会に提出した「市場費特別会計の収支の見通し」に基づき運営することで市議会の承認を得たところです。平成23年に市場跡地の一部を売却し、平成23年度末基金残高は、124,400千円となったところです。「市場費特別会計の収支の見通し」では、平成26年度から平成43年度までの間、基金残高は0円が続きますが、平成44年度より積立てをする計画としております。今後も、未利用施設等の貸付などによる収入確保と歳出削減を進めます。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
39	<p><b>③盛岡市中央卸売市場施設管理業務委託</b></p> <p>(イ) 随意契約の根拠が不明確である</p> <p>当該契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠規定として、随意契約によっている。業務課にヒアリングしたところ、当該業務は年度開始日である4月1日から業務を開始しなければならないが、新年度開始前に予算執行の一部である入札手続を執ることができないとのことであった。このことが「契約の性質が競争入札に適しないもの」に該当するとの説明を受けた。</p> <p>しかし、年度開始前に入札手続を執ることができないとしても、市は、経済性、効率性を損なわないようにあらゆる方法を考える必要がある。例えば、4月の業務については、3月までの委託業者に随意契約により委託し、残りの5月～翌3月までの期間の業務を競争入札により、業者を決定する方法や、長期継続契約とする方法が考えられる。</p>	<p>当該業務委託の年度途中開始契約、長期継続契約等による方法について、関係部署の検討結果を踏まえ、可能である場合、平成23年度の契約から競争入札の方式に移行してまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>○措置済</p> <p>施設管理業務委託については、平成24年度の契約から債務負担行為を設定し、競争入札方式に移行し、委託契約を締結したところです。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
41	<p>(2)その他の一般管理費</p> <p>①需用費</p> <p>(イ) 施設修繕料について（メーター交換）</p> <p>電力メーターや水道メーター，ガスメーター，オイルメーターについては，計量法の適用により，交換期間が定められている。市場では，交換時期をもとに将来の支出額を見積もっているが，財政状況が厳しいことから交換時期に必要な予算が措置できないため，使用に支障がない場合に限り，交換時期を超えて使用している。</p>	<p>各種メーター類については，年次計画に基づく適切な交換に向け予算措置に努めてまいります。</p> <p>（中央卸売市場業務課）</p>	<p>○措置済</p> <p>交換の必要な各種メーター類については，平成24年度に予算措置し，実施いたします。</p> <p>（中央卸売市場業務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ1：盛岡市中央卸売市場の経営状況について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
43	<p><b>4. 市場の経営改革と今後の方向性の検討について</b></p> <p>第8次卸売市場整備基本方針では中央卸売市場の再編基準として4つの指標を掲げている。平成20年度おける状況は以下のとおりである。青果部では該当項目はないが、水産物部では、4項目中2項目に該当している。基金が枯渇すれば、基準外の一般会計繰入金による補填が必要となることも予想される。そうなると水産物部においては、4項目中3項目が該当することとなり、再編を迫られることとなる。将来においても、水産物部が中央卸売市場であるためには、基準外の一般会計繰入金の発生を回避するように経営改革を進めることが必要となる。基準外の一般会計繰入金の発生を回避するためには、歳入の確保が不可欠となる。現在行われている市場使用料の減免を見直すことや、大手業者を誘致するなど市場の魅力を高めて取引量を増大させることなどの取り組みが必要である。</p> <p>一方で、地方卸売市場への転換が避けられないのであれば、現在の経営形態を地方卸売市場として相応しい形態に改める必要がある。また、集荷・販売面における他の卸売市場との連携など第8次卸売市場整備基本方針で示された措置についても、その可能性を検討すべきである。さらに、水産物部の地方卸売市場への転換に伴う青果部への影響についても考慮し、経営形態の改善が必要となる。</p> <p>このように、盛岡市中央卸売市場は、経営改革の必要性に迫られている。基金残高が1.4年ないし2.9年で枯渇することや経営改革の実現を考慮すると、検討に残</p>	<p>今年度内に、現在設置している市場活性化ビジョン推進委員会の内部に、場内の経営者等による検討組織を設け、盛岡市中央卸売市場のあり方について1年を目処に方針を定めてまいります。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>市場のあり方については、「活性化ビジョン2012」を平成24年7月までに策定することとしており、以後、同方針に基づく取組を場内関係者一丸となって推進します。</p> <p>(中央卸売市場業務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
	<p>された時間は少ない。今後の盛岡市中央卸売市場の在り方について早急に判断すべきである。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
59	<p>3. 指定管理者制度の趣旨を達成するための盛岡市の考え方, 取組み</p> <p>(2) 指定管理者制度の運用</p> <p>③連絡会議について</p> <p>連絡会議を制度化し, 各施設の成功事例を積極的に紹介するなど, 市と指定管理者との意見交換する場として活用していくことが必要である。</p> <p>また, この連絡会議とは別に, 市と指定管理者が施設の管理運営や自主事業について, 対等な立場で話し合えるような場を設けることも必要である。</p>	<p>連絡会議は, 平成18年度以降, 年2回をめぐりに開催し, 各施設の成功事例の紹介や市と指定管理者との意見交換を行っており, 今後も開催してまいります。定期的開催の明文化については検討してまいります。</p> <p>市と指定管理者が対等な立場で話し合える場については, 必要に応じて各施設所管課において, 定期的に指定管理者との話し合いの場を設けており, 今後も, 同様に取組んでまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>○措置済</p> <p>連絡会議については, 平成23年度も開催したところであります。</p> <p>また, 「公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方」において, 指定管理者連絡会議の開催の明文化などを内容とする一部改正を実施することとしました。</p> <p>(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
60	<p>④損害賠償に関する市と指定管理者のリスク分担について</p> <p>市は、すべての公の施設について早急に「市民総合賠償補償保険」への加入状況を検証し、付保の内容が十分であるか検討する必要がある。</p> <p>市と指定管理者のリスク分担について仕様書に記載するだけでなく、特に利用者への影響が大きい事項については具体的にどのように担保するか、契約時に双方で協議の上決定しておく必要がある。その際に指定管理者が「市民総合賠償補償保険」の被保険者とみなされ、当該保険で付保されているかどうかについて所管課と指定管理者の双方で認識を統一することが必要となる。</p>	<p>早急に各施設の加入状況を調査し、付保の内容が十分かどうか検討し、必要な措置を講じてまいります。</p> <p>また、協定締結時に市と指定管理者とが賠償補償保険についての認識を統一できるよう、必要な措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>	<p>●未措置</p> <p>各施設の加入状況調査を実施したところですが、調査結果を踏まえ、課題を整理し、関係課と協議しながら必要な措置について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
61	<p>(3)今後に向けた課題</p> <p>①指定管理期間の弾力化について</p> <p>指定期間は、競争の機会の確保や指定管理者のノウハウの蓄積など様々な点を考慮して決定する必要がある。また、施設の特性によって、指定管理者の投資回収期間が異なったり、職員の雇用形態が異なることが考えられる。そこで、指定期間を一概に3年または5年とするのではなく、公の施設の特性や、指定管理者が最も創意工夫や効率化が達成可能となる期間に応じて、指定期間を弾力的に設定できるように、「基本的な考え方」を変更すべきである。</p>	<p>現在は、新規参入や競争の機会の確保のため、3年または5年の指定期間としておりますが、ご指摘を踏まえ、施設の特性等に応じた指定期間のあり方について、他都市等の事例も研究しながら、検討してまいります。</p> <p>(行政経営課)</p>	<p>●未措置</p> <p>施設の特性等に応じた指定期間のあり方について、他都市等の事例を収集し、検討しております。</p> <p>(行政経営課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
63	<p>4. 生涯学習課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>① 非公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>市が非公募理由として掲げている事項は、いずれも、非公募とする合理的な理由とはいえない。次期の指定管理者の選定にあたっては、公募とすべきである</p>	<p>次期の選定に向けて、住民サービスの向上と芸術文化振興という観点で検証した上で、選定方法を検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年中に検証を行い、選定方法について結論をだすことにしました。</p> <p>(文化国際課)</p>
65	<p>② 公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>公募の原則を全うするためには、形式的に公募手続を踏むだけでなく、応募しにくい状況等がないか実質的に検討することも必要である。新規指定時に応募した法人が、再指定時に応募してこない背景について把握し、以後の公募手続きに役立てていくことが望まれる。</p>	<p>公募による選定にあたっては、応募を予定する団体に対しヒアリングを行うなど、応募しにくい状況等がないかどうか分析し、役立ててまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年中に応募しにくい状況等がないか分析を行うこととしました。</p> <p>(文化国際課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
70	<p>⑤財団本部の入居に係る共通管理費について（市側の問題点）</p> <p>指定管理料は公の施設の管理運営業務のための費用であるから、指定管理者の運営のための費用に充当されることは目的外の支出となる。</p> <p>財団が指定管理業務以外の本部機能のために使用している部分に係る共通管理費は、指定管理料から除外すべきである。</p>	<p>財団本部の入居に係る共通管理費については、本部機能に使用する分を面積により按分し、指定管理料から減ずるよう、財団と協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（生涯学習課）</p>	<p>●未措置</p> <p>面積の按分の方法など、具体的な内容について、財団と協議を開始しました。</p> <p style="text-align: right;">（文化国際課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
81	<p><b>5. スポーツ振興室</b></p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p><b>②施設のグルーピングについて（市側の問題点）</b></p> <p>第1回指定管理期間の選定では複数の申請があったにもかかわらず、第2回指定管理期間では、申請者が1法人しかなく、このことは指定管理者制度導入による住民サービス向上や効率化の機会を失っていることを意味している。</p> <p>指定管理者制度導入の目的は、複数事業者の競争、民間事業者のノウハウの活用によって初めて達成されるものである。そのためには最も民間事業者が参入しやすい形で公募を行うべきであり、決して民間事業者の参入を阻害するようなグルーピングとなってはならない。次回の公募では、グルーピングの方法を見直すべきである。</p>	<p>申請者が1団体となった理由を検証したうえで、サービス向上や効率化の観点からグルーピングの見直しを検討してまいります。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p>●未措置</p> <p>グルーピングの見直しについては、現在検討中であり、次期公募に向けて平成24年内に方針を決定してまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
85	<p><b>③審査員の独立性について（市側の問題点）</b></p> <p>審査員の選出にあたっては、外観的独立性が保持されているか慎重に検討する必要であり、次期指定管理選定の時期までに改善が望まれる。</p> <p>なお、審査員の選出にあたっては、「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」が定められている。この方針において、審査員の独立性に関する要件については、「指定管理者への申請を予定している団体の役職員又はこれらの者の父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹など、公正な審査を期する上で支障が生じ得ると認められる者には、審査員は委嘱しない。」と規定されている。当該規定では、今回の事案については対応できない。規定の見直しについて検討が必要である。</p>	<p>今回のような事例に対応するため、「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」の見直しも含め、規定の厳格な適用がなされるよう、措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>「指定管理者候補者の選定に係る審査員の設置に関する方針」については、これまでも審査員の独立性が確保されていることを確認し委嘱するなどの運用をしてまいりましたが、今後は、チェックリスト形式の書面を活用し、独立性が確保されるように努めることとしました。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
87	<p>②指定管理者制度導入によるコスト削減効果について（市側の問題点）</p> <p>体育協会が指定管理者になっている体育施設に関する市のコスト削減効果は約0.6%（b/a）と計算され、指定管理者制度導入によるコスト削減効果は非常に乏しい。指定管理者選定に関連するコストなど、制度導入に関連して新たに発生するコストを考えると削減効果はさらに小さくなる可能性がある。市と指定管理者は、今後より一層のコスト削減を達成するための努力が必要である。</p>	<p>今後、より一層のコスト削減意識を高めるとともに、指定管理者と協議し、その方策について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>コストの中でも大きな割合を占める燃料費については、変動する単価を適切に把握しながら算定を見直すほか、設定温度の見直し等により節減に努めております。又、その他の経費についても購入物品の数量等の見直しにより経費節減に努めているところでありますが、引き続き指定管理者と協議しながら、次期公募に向けて平成24年内にコスト削減についての方策を決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
88	<p>③事業の実施に必要な備品の購入計画について（市側の問題点）</p> <p>事業を実施するうえで施設に備えられているべき備品についてまで指定管理者に帰属するものとされていると、次期指定管理期間において指定管理者が交代した場合に、新たな指定管理者がそのままでは事業を継続できず、新規投資が必要となる。また、市が税金を投下して取得した資産を使用することによって得た利用料収入を財源として、廃棄資産の代替資産を取得した場合にも所有権が指定管理者に帰属するというのは理解しがたい。</p> <p>基本協定書で合意された処理ではあるが、事業の実施に必要な設備・備品については、資産の廃棄状況も踏まえ、取得を予算の積算に含めるように指導していくことが望まれる。</p>	<p>備品の帰属に関しては、これまでも連絡会議等の場で指定管理者と協議してきたところですが、ご指摘の趣旨を踏まえ、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> <p>既に廃棄された資産等の整備については、指定管理料での予算措置により計画的に配備できるよう協議しながら対応してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>備品の帰属については、事業実施にあたり、施設に備えられているべき物品を整理し、指定管理者の交代によって支障が生じることがないように、あらためて各施設所管課と調整してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課）</p> <p>●未措置</p> <p>既に廃棄された資産等の整備については、指定管理料での予算措置により計画的に配備するよう、指定管理者と協議しており、次期公募に向けて平成24年内に対応方針を決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
89	<p><b>④公共施設予約・案内システムの開発費の負担について（市側の問題点）</b></p> <p>空き情報等の確認，施設予約のインターネット対応が住民サービスの向上に必須であることを考えると，このような施設のインフラ部分は，指定管理者ではなく，市が責任を持って整備すべきである。市と指定管理者である体育協会との役割分担を，施設のインフラ整備に係る部分と運営に係る部分とから見直す必要がある。</p> <p>なお，第2次盛岡市情報化基本計画によれば，スポーツ施設を含む公共施設全般に対する新施設予約システムの構築が開始されることになっているが，現在のシステムとの関係を整理することが必要である。</p>	<p>公共施設予約・案内システムについて，第三次盛岡市情報化基本計画を推進する中で，市と指定管理者との適切な役割分担の観点から検証を行い，その結果により見直しを行います。</p> <p>(スポーツ振興課)</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>公共施設予約・案内システムについて，現在，市と指定管理者との適切な役割分担の観点から検証を進めておりますが，スポーツ施設を含む公共施設全般に対する新施設予約システムの構築については，市が構築する必要があると存じますので，市のシステムとして運用するよう見直しを図ってまいります。</p> <p>(スポーツ推進課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
90	<p>(4) 指定管理者について</p> <p>① 管理費の按分計算について（指定管理者側の問題点）</p> <p>現在、体育協会において、補助金要望時、また決算時においても管理費をスポーツ振興事業と指定管理業務とに按分する計算は実施されていない。このことは、本来指定管理料で賄うべき管理費について、補助金が財源となっていることを意味する。補助金が不当に高く算定されている可能性があるほか、指定管理料が不当に低く計算された結果、民間事業者の参入を阻む要因になっている可能性がある。</p> <p>補助金及び指定管理料の額を適切に計算するためにも、体育協会において、管理費については業務従事割合等を用いた適切な按分計算を実施することが必要である。</p>	<p>管理費におけるスポーツ振興事業と指定管理業務の業務従事割合については、事務局職員個々の業務内容を詳細に分析し、適切な按分計算を実施するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ振興課）</p>	<p>●未措置</p> <p>按分計算については、実施について指導し、概算の経費は示されているものの、協定期間内での事業計画により業務を進めていることもあり、単年度の結果だけで全体の把握を行うことは困難であることから、引き続き按分計算の実施・精査を進め、次期公募に向けて平成24年内に方針を決定してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（スポーツ推進課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
95	<p><b>6. 観光課</b></p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>①指定管理者への申請が1団体であったことについて (市側の問題点)</p> <p>指定管理者制度の趣旨は、民間事業者のノウハウを用いることで、弾力性や柔軟性のある施設の管理・運営を行うことを可能とすることである。その趣旨に鑑みると、より多くの団体が指定管理者の申請を行い、競争性を発揮することで、効率化や住民サービス向上を図る工夫を実現することが重要となる。</p> <p>指定管理者の申請が1団体のみであったということは、指定管理者制度導入による効率化や住民サービス向上の機会を失っていることを意味している。</p> <p>そこで、より多くの申請を受けるためには、民間事業者が最も参入しやすい形で募集を行うべきであり、性質の異なる盛岡観光文化交流センターともりおか啄木・賢治青春館とは、別個に指定管理者を募集するように改善すべきである。</p>	<p>申請が1団体となった理由を検証したうえで、指定管理者を別個に募集するかも含めて効率化やサービスの向上につながるような公募の方法を検討してまいります。</p> <p>(観光課)</p>	<p>●未措置</p> <p>盛岡観光文化交流センター、もりおか啄木・賢治青春館は近接しており、両施設の連携により、当市の観光拠点、啄木・賢治の文化振興、観光・文化交流促進など、さまざまな形で住民サービス向上に寄与するほか、人件費や警備・廃棄物処分などの経費節減と業務の効率化が期待されることから、両施設を一体的に管理運営することで指定管理者の募集を行ったところですが、事業者が参入しづらい条件であったため、1団体の申請にとどまったと考えております。</p> <p>次回（平成26年度）の公募では、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、競争が確保され、効率化や住民サービス向上のための創意工夫が発揮されるよう、より多くの事業者が参入しやすい募集方法とする方向で検討を進めております。</p> <p>(観光課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
98	<p>(3) 指定管理者に対する市の管理監督について</p> <p>②仕様書について（市側の問題点）</p> <p>開館日の80%以上の日数で企画展示を行うことを目標とするのであれば、同じ展示物を長期に渡って展示することも、形式的には目標を満たすことになる。指定管理者に求める目標は、より指定管理者の創意工夫を引き出し、その結果、指定管理者の管理運営が中心市街地の活性化や文化振興に寄与した否かが評価できるものでなくてはならない。</p> <p>したがって、仕様書で求める指標は、指定管理者の創意工夫を促すものに変更するべきである。例えば、企画事業の来館者数を何人以上とすることや来館者の増加率、リピーター数を何人以上にする等の目標が考えられる。</p>	<p>指定管理者の創意工夫を引き出すため、どのような目標設定が可能か、次回（平成26年度）の公募に向けて検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>	<p>●未措置</p> <p>指定管理者の創意工夫を引き出すことができるよう、適切な目標設定など仕様書の内容の検討を進めております。</p> <p style="text-align: right;">（観光課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
101	<p>(4) 指定管理者について</p> <p>①収益性向上のための課題について（指定管理者側の問題点）</p> <p>施設の利用料収入は、指定管理者の自己収入となるため、施設の利用料収入の減少は指定管理者にとって団体の存続にも影響を及ぼしかねない問題である。</p> <p>利用料収入の減少を食い止める改善策が緊急に必要である。また、利用者数の減少や利用料収入の減少に合わせて、業務内容を見直し、経費の削減を図る必要がある。</p> <p>指定管理者は、利用者数や利用料収入の減少に対して、賛助会を通して大会の案内にパンフレットを入れる等の宣伝を行い、少しでも多くの人に利用してもらえるように努力している。今後もこのような宣伝を継続して行うなどの対策が必要である。また、市が、施設を利用した場合の減免についても市と協議の上、見直しも検討すべきである。</p>	<p>施設の利用料収入が年々減少していることに対し、現指定管理者は様々な対策を講じておりますが、利用料収入の増加に至っていない現状から、有効な改善策を講じてまいります。また、市として指定管理者に対し、業務内容の見直しと、経費削減を図るよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>	<p>●未措置</p> <p>事業PRなどの対策を講じた結果、平成21年度は利用者数と自主事業収入が増加に転じ、収支の改善が図られました。22年度も前年度を上回るペースで推移しておりましたが、東日本大震災が発生し、震災発生日以降の施設の貸し出しができなかったため、年度合計は前年度を若干下回り、23年度も特に上半期の施設利用が震災の影響で低調に推移したため、年度合計は前年度を下回る結果となりました。</p> <p>指定管理者に対しては、利用者の増加に向けた業務内容の見直しや経費節減などの取組を指導しており、引き続き必要な措置を講じてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(観光課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
104	<p><b>7. 公園みどり課</b>            (2) 指定管理者の選定について  <b>①動物公園運営における役割分担の整理について（市側の問題点）</b></p> <p>市では、動物公園行政の推進にあたって、市（公園みどり課）と指定管理者（公社）間で、仕様書の他には明確な役割分担は設けられていない。</p> <p>市としては、盛岡市行財政構造改革の中で出資等法人経営評価等を行っており、今後、外郭団体の自主性を求めていくことが想定されている。自主性を求めていく前提としては、市と指定管理者の役割分担が明確になっていることが必要となる。</p> <p>現在、市には、「動物公園開園20周年記念事業実行委員会（以下、委員会）」が設けられており、委員会の中で10年後、20年後の動物公園のあり方を見据えた動物公園に関する様々な議論がなされている。そこで、市と指定管理者の役割分担についても、この委員会の中で議論することが求められる。</p> <p>この議論の中で、外郭団体である公社の自主性を強く求めていくか、それとも今後も市と公社が共に協力して、動物公園行政を進めていくかといった今後の方針を決定する必要がある。</p>	<p>市と指定管理者の役割分担については、動物公園設置の基本方針並びに委員会における今後の動物公園のあり方の議論に基づき、動物公園の管理運営全般から指定管理業務内容まで総体的に精査し、他の公の施設と同様に、指定管理者による自主的な管理運営が図られるよう、市と公社の役割分担を整理してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>「盛岡市動物公園リニューアル活性化懇話会」で方向付けられた将来のあり方に基づいて、市と指定管理者の役割分担を明確にし、市と動物公園公社の協力のもと自主的な管理運営による動物園行政の推進を図るため、平成26年度からの次期指定管理期間における実施に向けて作業を進めています。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
106	<p>②非公募による選定について（市側の問題点）</p> <p>非公募で選任を行う場合には、公募によった場合に期待される創意工夫が非公募の場合でも行われるよう、仕様書において、市が指定管理者に期待し、求める要件を明確に記載する必要がある。また、仕様書で明確にした要件については、事後的に検証・評価できるものでなければならない。</p> <p>前述のとおり、市と公社の役割分担を整理する過程で、事業の継続性を重視し、今後も市と公社が共に動物公園行政を担っていくという方針がとられるのであれば、今後は、直営化についても検討する必要がある。</p> <p>一方、公社に自主性を強く求めるという結論に至った場合、市と公社のこれまでの関係から、対象事業以外の市が担うべき事務を、指定管理者に実施させるといったなれ合い関係を解消する必要がある。この場合は、市と指定管理者の役割分担について、仕様書上項目を設定し、明確に記載する必要がある。</p>	<p>動物公園の指定管理者選定においては、他都市の事例を参考にしながら、市と指定管理者の役割分担並びに市が指定管理者に期待する要件を仕様書に明確に記載するとともに、それらの事後的な評価システムを確立するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>上記の役割分担並びに指定管理者に期待する要件について、平成26年度からの次期指定管理期間における実施に向け、その事後評価システムとともに明確な項目設定のための検討を引き続き行っています。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
107	<p><b>③利用料金制の導入について（市側・指定管理者側双方の問題点）</b></p> <p>市側の説明から、当初の想定よりも入園者数が下回り、その結果、収入源が不足することを懸念し、利用料金制導入を見合わせたと考えられる。しかし、収入源の確保については、天候等の悪化など、指定管理者の責任によらない理由によって利用者が一定以上減少した場合、市が補てんを行うといった措置により対応できることから、市の認識は妥当ではない。</p> <p>また、他団体の状況を見ても、長野市茶臼山動物園（指定管理者：財団法人長野市開発公社）や愛媛県とべ動物園（指定管理者：財団法人愛媛県動物園協会）等のように、立地を問わず利用料金制を導入している動物園がある。</p> <p>盛岡市動物公園においても、公社の自主性を高める観点から、創意工夫の結果が経営に反映される利用料金制導入の検討が必要である。</p>	<p>利用料金制の導入については、他団体における導入事例を調査したうえで、変動リスクを考慮した制度設計と公社の財務体質の安定化について検討し、自主的な管理運営による創意工夫が経営に反映されるような制度導入の可能性について、公社とともに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>「将来に向けた計画」に盛り込むこととなる事業の収益性や他都市の事例を調査検討するとともに、公社の財務体制も含めた制度の導入の可能性について、次期指定管理期間を目途に検討しています。</p> <p style="text-align: right;">（公園みどり課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
110	<p><b>②指定管理者の行う物品の維持管理について（指定管理者側の問題点）</b></p> <p>実査については、物品の所在を確かめるだけでなく、実際に機能が著しく低下しているケースや、故障により実際に使えなくなっている物品の有無を把握する観点から必要である。そこで、物品管理上、定期的な現物実査の実施が求められる。実査の実施にあたっては、まずその実施に向けたルール制定が必要である。</p> <p>また、台帳の作成や実査のルール制定においては、市の財産と公社の財産を明確に区分することも必要である。</p> <p>なお、実査を行うにあたっては、期末に一斉に実査を行うのではなく、実査対象エリアを区分し、複数年で全てのエリアを補完できるようなローテーション方式を導入する等、実務上の負担と有効性・効率性のバランスを考慮する必要があることに留意されたい。</p>	<p>指定管理者の物品管理については、前述の調達・契約事務に関する規則を含めた公社の財務規則を策定するよう指導するとともに、市の備品管理と公社の資産管理の観点から、定期的な現物実査のルール制定を含めた規則を策定するよう指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>昨年度、市と公社の財産区分を明確化するために市に準ずる規則を公社においても策定しました。</p> <p>備品台帳整備のための公社内部での調査と管理事務所関係の物品管理状況等の現物実査も昨年度実施したところです。</p> <p>今後ともエリアを区分して現物実査を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
112	<p>④指定管理者制度導入によるコスト削減効果について</p> <p>指定管理者制度の趣旨の一つである管理運営の効率化の観点からは、指定管理者制度の導入によって、市からの総支出の削減が期待される。しかし、盛岡市においては、指定管理者制度の導入後も市からの総支出は増加しており、効率化は進んでいない。</p> <p>今後、市の財政状況の厳しさが増していく中で、動物公園運営のための支出にも限界がある。そこで、支出額の増加を抑えるため、市は、その支出の内容を精査し、指定管理料の見直しを行うことが必要である。</p>	<p>指定管理者制度導入によるコスト削減については、市と公社の役割分担の明確化、調達契約事務の改善指導、資産管理のルール化など、管理運営の効率化が図られるよう努めてまいります。</p> <p>(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>市と公社の役割分担、今後の事業の収益性、公社の中期経営計画と評価システムに基づくコスト削減と管理運営の効率化について、公社と協議を継続しております。</p> <p>(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
114	<p>⑤中期経営計画の達成状況と計画に基づく事業の改善（指定管理者側の問題点）</p> <p>中期経営計画を着実に達成するためにも、事業計画には中期経営計画に基づく数値目標を設定すべきである。</p> <p>また、目標値の達成状況を評価し、目標値と実績値の差異について、その原因を分析し、次年度以降の改善に結びつけるなど、公社においても、マネジメントサイクルの考え方を導入する必要がある。</p> <p>なお、住民への説明責任の観点からも、中期経営計画や中期経営計画に示された目標値の達成状況、さらには目標値達成に向けた改善策は、市のホームページなどをおして、住民に公表する必要がある。</p>	<p>中期経営計画の達成状況については、年次事業計画にも数値目標を設定して評価し、次年度計画の改善に結びつけるとともに、その達成状況や改善策などを住民に公表するよう公社に指導してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>公社中期経営計画の数値目標の評価に基づいた年次計画の数値目標設定の検討、ホームページを通じた市民への公表について、平成23年度からの実施の予定で準備を進めてまいりましたが実施には至っていませんので、早期に実施できるように公社と協議しながら指導しております。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	<p>(4) 指定管理者について</p> <p>①人材の育成について（市側・指定管理者双方の問題点）</p> <p>今後、公社では、その自主性が求められることに伴い、より一層、高度な専門性が要求される。また、求められる専門性は、動物に関する知識のみならず、動物園運営のプロフェッショナルとしてのノウハウが含まれる。</p> <p>そこで、職員の専門性を高めていくためには、まず公社としての人材育成方針を制定し、職員に求められる能力を明確化する必要がある。研修については、動物園運営のプロフェッショナルとしてのノウハウについても、公立、私立を含めた他動物園や観光産業を営む民間企業との人事交流なども含め、広い視野での職員の専門性向上の機会を設けるべきである。</p>	<p>公社における人材育成は最重要課題であるとの認識に立ち、職員に求められる能力を明確化して、動物園運営のための人材を育成することまで含めた専門的職員の育成について、公社とともに検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>当市や他都市の事例に基づいて、動物園運営まで含めた専門的職員の要件を明らかにするとともに、その人材育成についての課題や項目、研修システムなどについて引き続き公社と協議しております。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
115	<p>②人事管理について（市側・指定管理者側双方の問題点）</p> <p>今後、公社の自主性がより一層求められることに伴い、公社の自主性を反映した人事制度・給与体系の導入も今後の課題である。</p> <p>また、公社では、盛岡市から職員の派遣を受け入れているが、公社の自主性を高める観点から、派遣のあり方や派遣職員の役割を再度検討する必要がある。</p>	<p>公社の人事管理については、経営の観点も含めた検討による自主的な人事制度・給与体系の導入について、公社と意見交換してまいります。</p> <p>なお、市からの派遣職員については、平成22年度からの1名派遣中止に伴い、公社事務局体制の確立を図ることとしていますが、残る1名の兼務職員の役割やあり方も含めて、公社とともに再度検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p>●未措置</p> <p>措置計画に基づき公社の自主的な人事制度・給与体系、コストの削減など管理運営の効率化について引き続き公社と協議検討しております。</p> <p>なお、市からの派遣職員については平成22年度から1名派遣を中止したこと、平成23年度からは公社の事務局体制の強化を図ったことなど、その自主性を明確にするよう進めています。</p> <p>さらに、市との兼務職員1名についても今後の公社事務局体制の検討と併せて引き続き協議してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
116	<p><b>③アンケートの有効利用について（市側・指定管理者側双方の問題点）</b></p> <p>公社では、年度毎にアンケート結果を取りまとめて整理しているほか、自由回答に記載された改善要望については随時確認し、通常業務も改善に役立っている。しかし、アンケート結果は、取りまとめる程度で、月次での推移や属性ごとの回答傾向等の観点からの分析は行われていない。したがって、アンケート実施の取組みは評価できるものの、その有効利用については、十分とは言えない。アンケート結果を、マーケティングの観点で捉え、動物園の運営に活用すべきである。</p> <p>また、今後、動物公園の位置づけが明確していく過程で、市内の学生児童など、来場者以外の者を対象とした意向把握も、マーケティングの観点から必要と考えられるが、現時点では対応していない。潜在的な利用者の来園意欲を喚起するため、他の団体と協力してアンケートを行うなど利用者ニーズの把握に努めるべきである。</p>	<p>公社で行うアンケートの有効利用については、その集計結果に基づく業務改善のための対応方針などを整理し、ホームページ等で公表するとともにマネジメントに反映してまいります。また、市内の生徒児童などの意向調査についても、教育委員会等と協力して把握に努め活用するようにしてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>公社アンケートについては、平成22～23年度で集計整理を行いましたので、その対応方針の検討を進めて24年度公表します。なお、対応可能なものは、案内表示の改善や授乳スペースの確保など、意見聴取とともに速やかに、その都度環境改善しています。また、今後の対応となる要望等の有効活用についても整理するとともに予算化の方法等を検討しています。</p> <p>その他の利用者ニーズの把握方法については、「動物公園リニューアル活性化懇話会」の意見の聴取や教育委員会等との協議を進めています。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【結果分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
117	<p><b>④公社の収支状況について（指定管理者側の問題点）</b></p> <p>指定管理者制度導入の趣旨の一つとして、効率化が挙げられる。指定管理者制度が導入される以前の平成17年度の業務委託料と平成18年度以降の指定管理料を比較すると、平成18年度以降の指定管理料は増加している。また、平成18年度から平成20年度にかけて、指定管理料は増加している。</p> <p>一方、支出についても、平成18年度以降の支出合計は、平成17年度と比較すると増加している。また、平成18年度から平成20年度にかけて、支出合計は増加している。</p> <p>現在、収支差額は、概ね均衡しているが、市の財政状況が厳しさを増すなか、今後、指定管理料の増加は期待できない。したがって、今後も支出合計が増加するようであると、収支差額はマイナスとなる。支出額の増加を抑えることを目標に、現在の支出の内容を精査し、より一層の効率化を進める必要がある。</p> <p>さらには、公社の財務構造そのものを見直すことも必要である。収益の大部分を指定管理料に依存している財務構造を改善することが課題であり、例えば、先に述べた、利用料金制の導入や、人件費の見直しなどを検討する必要がある。</p> <p>そのほか、自主事業の積極的な展開を工夫する必要がある。例えば、冬休みの開園により来場者の増加を図ることや、物販や飲食事業を拡大し、収入構造を改善することも検討する必要がある。</p>	<p>公社の収支状況の改善については、管理運営の効率化の観点からも、その均衡を図ることが、市の総支出額増加を抑えることが必要との認識に立ち、経営全般を見据えた検討を行うとともに、利用料金制度や自主事業の展開による入園料等収入の増加、公社における支出内容の精査を行い、公社とともに総合的に検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>	<p><b>●未措置</b></p> <p>経営全般を見据えた管理運営の効率化を目指して、「将来に向けた計画」と入園料増収や中期経営計画の検討、利用料金制度の導入の可能性の検討、公社財務体質の強化と支出内容の精査など、総合的な協議検討を引き続き公社と進めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">(公園みどり課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ2：公の施設の管理運営について【意見分】

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況(担当課)
66	<p>4. 生涯学習課</p> <p>(2) 指定管理者の選定について</p> <p>③施設のグルーピングについて（市側の問題点）</p> <p>応募方法について、グルーピングの方法など民間事業者がより応募しやすい方法を検討するために、財団も含めた民間事業者にヒアリングを行うべきである。制度の趣旨に照らして、次期の選定に向けて見直しが見られる。</p>	<p>次期指定時の公募に向けて、住民サービスの向上と芸術文化振興という観点からグルーピングの内容について検討してまいります。</p> <p>(生涯学習課)</p>	<p>●未措置</p> <p>次期の指定管理者の選定事務にあわせて、平成24年中に検討を行うこととした。</p> <p>(文化国際課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

1 平成19年度の指摘事項に関する措置状況について

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
140	<p><b>1. 市税</b></p> <p><b>1-2 資産税課税事務</b></p> <p>(4)あるべき姿からみた課題</p> <p><b>② 事務の効率化について</b></p> <p>(ア)登記情報の入手方法について</p> <p>資産税課では、土地や家屋の現地調査を法務局から入手する登記情報に基づき実施している。この登記情報は紙媒体で入手しているため、データの入力作業に多くの時間が必要となるほか、入力漏れや入力誤りが発生する恐れがある。</p> <p>紙媒体ではなく電子データで入手することにより、入力事務を大幅に軽減することが可能となるほか、入力漏れや入力誤りを防止することが容易になる。した</p>	<p>(措置計画)</p> <p>登記情報の電子データによる入手については、登記所と市町村の間で協議をすすめているところですが、電子システムによるデータ入力について検討してまいります。</p> <p>(資産税課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>登記情報の電子システムによるデータ入手について、引き続き、盛岡地方法務局との協議を実施してまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>登記情報の電子データでの入手は実施未了の状況である。盛岡地方法務局との協議を実施している点は評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>盛岡地方法務局の意向によるところが大きいですが、今後も、事務の簡素化、事務の正確性を向上させることができるものであり、早期の実現に向け、国や県にも協力を求めるなど、積極的</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後も登記情報の電子データによる入手の早期実現に向けて、国・県に協力を求めながら、県内市町村と連携し、盛岡地方法務局との協議を進めてまいります。</p> <p>(資産税課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成23年9月27日に盛岡地方法務局と協議した結果、盛岡地方法務局からの盛岡市への登記情報、及び盛岡市から盛岡地方法務局への固定資産価格通知の一括通知について、電子データによる情報入手及び価格通知の方法で行うことを両団体で合意しました。</p> <p>これを受けて、平成24年度内でのシステム構築に向け、盛岡市側として財政措置の必要があることから平成24年度予算要求を行いま</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	がって、登記情報の電子データでの入手について検討すべきである。		に働きかけを行われない。		したが、予算措置がなされず実現に至りませんでした。 今後は、平成25年度内のシステム構築、平成26年度開始に向けて必要な予算措置、実施体制について関係各課と協議を進めてまいります。 (資産税課)
149	<p><b>⑤ 納税相談における個人情報保護について</b></p> <p>現状の納税相談は個人情報の漏洩を防止するに不十分な状況である。</p> <p>納税相談の実施に当っては、相談者に関する個人情報の漏洩、滅失及び毀損を防止するために十分な場所を確保すべきである。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>納税相談の実施に当っては、相談者のプライバシー確保のため、引き続き場所の確保に向けて、検討してまいります。</p> <p>(納税課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>執務室も狭隘なうえ、平成22年度からの耐震改修により、現状では十分な場所の確保は困難な状況にあり</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>納税相談に当たり、個人情報を保護する方策が未だとられておらず、早急な対応が必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>庁舎の構造や課の配置状況から相談場所を確保することが難しいことが対応の進まない原因と考えられ</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>相談場所の確保につきましては、庁舎内の配置や耐震改修の状況を勘案しながら検討を行い、平成23年度に対応する予定としております。</p> <p>(納税課)</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>相談者の個人情報保護と納付相談に対応するため、平成24年1月から納税課内に相談室3部屋を設置しました。</p> <p>(納税課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>ますが、相談者のプライバシー確保のため、引き続き庁内で検討しております。</p> <p>（納税課）</p>	<p>る。しかし、相談者の個人情報保護がおざなりになっている状況を続けることは許されるものではない。早急に相談者の個人情報保護が図られるよう対応すべきである。</p>		
152	<p>⑦ 納付機会の拡大について</p> <p>納付機会を拡大し、納税者の利便性が高まることで、収納率の向上につながることが想定される。そこで、納付機会拡大に向けた方策を検討する必要がある。</p> <p>コンビニ収納は24時間納付が可能であり、夜間しか納付する時間がない納税者にとって、納税しやすい環境が整うことになる。</p>	<p>（措置計画）</p> <p>納付機会の拡大に向けた方策として、コンビニ収納やクレジット収納等について、平成20年度内に検討してまいります。</p> <p>また、納期を増やすことについては、他市等の状況を参考にしながら検討してまいります。</p> <p>（納税課）</p> <p>（措置状況）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>納付機会の拡大については、平成22年度から軽自動車税のコンビニ収納を可能とする予定であり、納税者の利便性に配慮した取り組みとして評価できる。</p> <p>また、納期を増やすことについては、納税者の負担やシステム改修等の費用がかかり、導入しても費用に見合った効果はでない可能性がある。他都市の事例や</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>コンビニ収納の他税目等への拡大やクレジット収納、納期を増やすことについては、費用対効果の検証や他自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>（納税課）</p>	<p>●未措置</p> <p>平成22年度から導入した軽自動車税のコンビニ収納の状況を検証するとともに、他税目等への拡大について検討してまいります。</p> <p>また、クレジット収納等についても、費用対効果の検証や周辺自治体の実施状況を勘案しながら、引き続き検討してまいります。</p> <p>（納税課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	地方税法の規定によると、納期を条例で定めることができることとされていることから、納付機会の拡大の方策として、納期を増やすことも検討されたい。	コンビニ収納については、平成22年度の実施に向けて作業中です。クレジット収納については、手数料が高額なこと及びその負担のあり方等の課題があり、他の自治体の実施状況を注視しながら引き続き検討を行ってまいります。 納期を増やすことについては、費用対効果や納税者にとってのメリット、デメリットの面から引き続き検討中です。  (納税課)	効果を踏まえ、納期の増加を実施するかどうかを検討されたい。  (現時点での措置状況について) 上記のとおり一定の措置がなされている。 そのほかの税への拡大やクレジット収納については、利便性の向上と手数料やシステム改修費等の発生を踏まえ、先行自治体での効果も参考に、実施すべきかどうか検討されたい。		
159	(4)あるべき姿からみた課題 ②事務処理の効率化 (ア) マニュアル等の整備 事務処理をできる限り効率化しつつ、担当者の専門性を一定以上のものとするためには、徹底すべき事務処理方針や最低	(措置計画) 短期被保険者証交付要領など個々の業務の取り扱いについては作成しているが、さらに滞納整理業務を	(措置の方向性について) マニュアル等の整備については、事務の処理方法などが担当者や係によってばらばらに管理されていたも	(措置計画) 滞納整理に関する業務のマニュアルについては、先進都市の事例を参考にす	●未措置 滞納整理に関するマニュアルについては、先進都市の事例を参考にすほか、納税課のマニュアルとも整

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>限行うべき事務処理について一定の標準的な処理方法を定め、事務処理基準やマニュアル等として明文化することが必要である。</p>	<p>統一的・総合的に推進していくために、マニュアルを作成してまいります。 (国保年金課) (措置状況) 滞納整理事務の基本となる滞納整理方針の作成を進めるほか、滞納整理に関する業務のマニュアルについて、先進都市の事例を参考に、納税課のマニュアルとも整合を図りながら平成21年度内の作成を目指しております。 (国保年金課)</p>	<p>のを統一したマニュアルとして平成21年度中に整備する予定であり、事務処理の統一につながる取り組みとして評価できる。 滞納整理に関するマニュアルについては、生活保護受給者に対するマニュアルを作成している段階である。最も検討しやすい部分からマニュアルを整備しており、基準の統一に向け前進していると評価できる。 (現時点での措置状況について) 上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。しかし、滞納整理に関するマニュアルの整備について、その歩みは遅いと云わざるを得ない。生活保護受給者以外の滞納者に対</p>	<p>とも整合を図りながら作成を進めておりますが、現在、細部の調整を行っている段階でありますので、平成22年度の早い時期に完成させたいと考えております。 (国保年金課)</p>	<p>合性を図りながら作業を進めており、24年6月末までには完成させる予定で取り組んでいます。 (健康保険課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			するマニュアルが未整備な 状況では、処理の統一が図 れないため、先行して作成 している自治体の例も参考 にしながら、早急に作成す べきである。		
173	<p><b>4. 市営住宅使用料</b>            (4) あるべき姿からみた課            題  <b>①収納率の向上について</b>            (ア) 法的措置の実施体制            の整備について            法的措置の実施が不足し            ている原因としては、実施            の体制が整備されていない            ことが考えられる。限られ            た人員の中でどうすれば法            的措置の実施が可能となる            のか検討し、実施体制を整            備することが必要である。</p>	<p>(措置計画)            平成20年4月1日より、            市営住宅維持管理業務が指            定管理者制度に移行するこ            とに伴い、業務体制の変動            と併せて法的措置の実施体            制について検討してまいり            ます。            (建築住宅課)</p> <p>(措置状況)            法的措置の対象者につい            て、支払い状況や生活状態</p>	<p>(措置の方向性について)            法的措置の実施体制につ            いては、指摘当時と変わら            ない状況で、整備が進んで            いないため、整備を進める            ことが必要である。            (現時点での措置状況につ            いて)            課長補佐の異動などによ            り専門性を高める取り組み            を行っているが、その他具            体的な検討には至っていな</p>	<p>(今後の方向性)            限られた人員の中で事務            担当職員の割合を増やすな            どして法的措置等の収納事            務の実施体制の整備を図っ            ているところであります            が、今後も、収納事務の一            部を指定管理者に委ねるこ            とを含め、法的措置の実施            体制の整備について、検討            を継続してまいります。            (建築住宅課)</p>	<p><b>○措置済</b>            平成24年度から事務担当職            員を1名増員し、法的措置            等の収納事務の実施体制の            整備を図るとともに、入居            者への指導を強化し、法的            措置対象者の減少を図る取            組みと併せて実施してまい            ります。            なお、収納事務の一部を指            定管理者に委ねることは、個            人情報保護等の課題が多く、</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		を調査しながら、法的措置 を実施しており、法的措置 の迅速な実施体制について も検討継続としておりま す。  (建築住宅課)	い。  平成23年度以降の次期指 定管理者の選定では、収納 事務の一部を指定管理者に 委ねることで、段階的に実 施体制の強化を図っていく ことを検討すべきである。  今後は、事務担当職員の 減少も予想されるため、法 的措置等の収納事務に支障 が生じないように実施体制 を整備すべきである。		平成23年度以降の指定管理者 への委託は行いませんでし た。  (建築住宅課)
175	(イ) 収納体制の整備 収納事務については、専 任の職員を配置すべきであ る。	(措置計画) 平成18年度より、収納率 向上五カ年計画を策定し、 これに基づく年度計画によ り収納率の向上を目指して いるところであり、PDC Aサイクルの検証と、収納 他部門との連携をもとに検 討してまいります。  (建築住宅課)  (措置状況)	(措置の方向性について) 収納体制の整備について は、年々、課の事務担当の 人数が減少する中、専任の 職員を確保できていない状 況であり、改善が進んでお らず、体制整備が必要であ る。  (現時点での措置状況につ いて) 退去者にかかる滞納家賃		○措置済 平成24年度から事務担当職 員を1名増員し、退去者に かかる滞納家賃について民 間事業者と収納業務委託を 締結したことから、収納体 制の整備を図り実施してま います。  (建築住宅課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成19年度包括外部監査で の指摘事項等	19年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>収納他部門との連携による専従班（専任職員）の新設について、今後も検討を継続するとともに、収納業務のうち退去者にかかる滞納家賃回収業務の民間委託等については、平成21年度中の実施に向け取組んでおります。</p> <p style="text-align: right;">（建築住宅課）</p>	<p>の回収について、電話及び文書による催告の実施、訪問はしないとの内容で、民間事業者を活用する方向で法令等の整備を進め、整備後公募する予定とのことである。民間の力を活用し、より専門的な部分に力を注力できるようにするためにも、今後も民間の力を活用することで、収納体制を強化できるものがないか検討すべきである。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

2. 平成20年度の指摘事項に関する措置状況について

報告書 頁	平成20年度包括外部監査での指摘事項等	20年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
190	<p><b>2. 学校施設</b> (7)学校施設に関する監査の結果</p> <p>② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実現に向け、維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画では、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画の策定が必要となる。</p> <p>このように学校施設の長寿命化を図るためには、実施時期など、どのように大規模修繕を行っていくのかを中長期計画では示す必要がある。また、中長期計画では、通常修繕についても、その概要を計画化して示す必要がある。さらに、中長期計画は、学校施設毎に、改築（建替え）、大規</p>	<p>(措置計画) ①における方針策定とともに、中長期計画、年度計画を盛り込んだ維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。 (教育委員会総務課)</p> <p>(措置状況) 計画策定に向けて、状況調査や分析などを行っております。 (教育委員会総務課)</p>	<p>(措置の方向性について) 平成21年度中に予定されている維持管理方針の策定を受けて、平成22年度から維持管理計画の策定に取り組む予定である。</p> <p>(現時点での措置状況について) 今後の維持管理に関し、教育委員会としての考え方を取りまとめることは可能であるし、また、必要なことである。全庁的な方針の決定がなされていないことを、教育委員会の考え方を整理しないこととすることはできない。①の維</p>	<p>(今後の方向性) 平成22年度から学校施設の維持管理計画の策定に取り組んでまいります。 (教育委員会総務課)</p>	<p>●未措置 平成22年度から、学校施設の維持管理計画の策定について取り組んでおり、24年度中の策定を目指しております。 (教育委員会総務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>模改造，大規模修繕及び通常修繕に係る全ての費用を含んだライフサイクルコストの縮減を検討したうえで策定する必要がある。</p> <p>次に，年度計画では，中長期計画に基づき，各年度の大規模修繕計画や通常修繕の計画が示されることになる。通常修繕の計画では，予防保全的な観点から点検を実施し，点検結果に基づいた修繕計画を示す必要がある。</p>		<p>持管理方針の検討にあわせ，早急に，教育委員会としての考え方を整理すべきである。</p>		
191	<p><b>③ 維持管理体制の充実</b></p> <p>アセットマネジメントの観点から施設管理を行っていくためには，教育委員会だけではなく，財政課，建築住宅課など関連他部署とも協力し，全庁的に取り組むことが必要である。</p> <p>これまでは，修繕の必要性</p>	<p>（措置計画）</p> <p>アセットマネジメントの観点からの維持管理体制については，全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき，検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理体制員の充実について，教育委員会として，維持管理専任の担当者の増員を検討しており，体制の充実に向けた取り組みとして評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況につ</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>維持管理体制については全庁的なマネジメントサイクルの導入に向けた体制の整備などに基づき検討するとともに，平成22年度は，維持管理専任の担当者を配置し体制の充実に取り組んでまいります。</p>	<p><b>○措置済</b></p> <p>維持管理専任の担当者を1名配置しております。</p> <p>また，維持管理に外部の専門性を活用する有効性と，施設を効果的，効率的に維持管理するための管理形態については，</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>などを教育委員会で判断し、財政課に予算要求を行うことで修繕は行われてきたが、今後は、中長期的な観点から施設管理を所管する組織を設け、全庁的な体制で施設の維持管理を行うべきである。</p>	<p>全庁的なマネジメントサイクル導入の体制整備などの状況を踏まえて、今後検討することとしております。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p>	<p>いて）</p> <p>維持管理専任の担当者の増員を検討しているところであるが、財政課等の関連部署との連携は情報交換程度であり十分ではない。アセットマネジメントの観点から施設管理を行うためには、全庁的に共通の認識を持つことが必要であり、関係部署との積極的な意見交換や情報交換などの連携が必要である。さらに、アセットマネジメントの観点からの施設管理を確実に実施するため、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p> <p>また、教育委員会が管理する施設は多数である。維持管理を効果的に進めるため、人員の増加を検討していることは評価できるが、</p>	<p>また、維持管理に外部の専門性を活用する有効性と、施設を効果的、効率的に維持管理するための管理形態について検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p> <p>全庁的な施設管理体制の整備のあり方については、全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、検討してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（行財政改革推進課，職員課，財政課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>引き続き考察してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（教育委員会総務課）</p> <p><b>○措置済</b></p> <p>全庁的な施設管理体制の整備については、アセットマネジメント推進に向けた計画策定，進捗管理を施設横断的に行う組織として、平成24年度に資産管理活用事務局を設置いたしました。</p> <p style="text-align: right;">（行政経営課，職員課，財政課，資産管理活用事務局，教育委員会総務課，経営企画課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			市の財政状況等を考慮すると、十分な人員を確保することは困難であり、維持管理に外部の専門性を活用することも検討すべきである。外部の専門性の活用に向け、現在実施している施設の維持管理業務を分析し、施設を効果的、効率的に維持管理するためには、どのような管理形態が適切であるかを検証することが必要である。		
193	<p><b>④ 維持管理に必要な情報の整備</b></p> <p>現在、学校施設の維持管理に関する主な情報は、公立学校施設台帳に記載されている。しかし、公立学校施設台帳は、面積など物量情報が中心で、金額情報は記載されていない。まずはアセットマネジメン</p>	<p>（措置計画）</p> <p>アセットマネジメントに必要となる情報の整備については、平成21年度から整備を行ってまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>本年度から、資料収集、データ整理等に着手しております。</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に必要な情報の整備について、過去の修繕履歴のデータベース化を進めており、情報の整理を進めていることは評価できる。文書の保存期間である5年分の内容ではあるが、平成21年度中にデータベース化を完了する予定であ</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後も措置計画に基づき維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化が必要な項目を早急に整理してまいります。</p> <p>なお、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度中に</p>	<p>●未措置</p> <p>維持管理に必要な情報の整備に取り組むとともに、データベース化に向けて整理しております。</p> <p>また、学校の過去5年の修繕履歴のデータベース化については、平成21年度に整備いたしました。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	トの観点から、マネジメントに必要となる情報をリストアップし、次に、これらの情報の整備を行う必要がある。	(教育委員会総務課)	る。これは、可能な情報の収集を完成させるものであり評価できる。  (現時点での措置状況について) 現状では、今後の維持管理にどのような情報が必要なのかについては、検討されていない中で情報の収集がなされている。この状況では、データベース化しても維持管理に必要な情報が漏れることがあり得る。このため、データの蓄積を進めつつ、何が必要な情報であるか、至急、整理を行うべきである。	整備いたします。  (教育委員会総務課)	
194	<b>⑤ アセットマネジメントの観点からの点検の実施</b> 施設管理にアセットマネジメントの考え方を導入するためには、先に説明した	(措置計画) 現在、小中学校施設で消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時自主	(措置の方向性について) アセットマネジメントの観点からの点検の実施について、平成22年度に壁の老	(今後の方向性) 今後も措置計画に基づき、長寿命化に着目した点検の実施に取り組んでまい	●未措置 平成22年度から実施している法定点検などの中で、長寿命化に着目した点検や

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>物量情報、金額情報のほか、施設の利用状況や修繕箇所など施設の現況について正しく把握し、データ化することが必要である。</p> <p>アセットマネジメントの考え方を導入するためには、施設の長寿命化に着目した点検を実施し、施設管理計画の策定などに活用する必要がある。</p>	<p>点検・調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検に加え、施設の長寿命化に着目した点検項目の追加等も検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>点検項目の追加等については、今後、検討してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>	<p>朽化具合等についての専門的な調査を予定しており、アセットマネジメントの考え方の必要性を理解しているものと評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>平成22年度の調査に先がけ、点検項目とすべきものを検討し、コンクリート強度の把握や鉄骨のさび具合等を点検項目として検討している段階である。今後、他部署との連携の中で、必要な項目の追加を検討するなど、点検項目の充実を図るべきである。</p>	<p>ります。</p> <p>なお、平成22年度は、モデル校を抽出しコンクリート強度や鉄骨さびの調査点検を実施するとともに、点検項目の充実を図ってまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>	<p>コンクリート強度などの客観的な点検を実施しております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
195	<p><b>⑥ 劣化予測の実施</b></p> <p>維持管理計画を策定するためには、学校施設の状況に関するデータを整備し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。劣化傾向を把握することで、劣化予測がある程度可能となり、維持管理計画の精度も向上することになる。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>劣化予測の実施につきましては、その劣化予測に必要な学校施設のデータを検討して、整備してまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>現在、資料などの情報収集を行っており、今後検討してまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>劣化予測の実施について、施設の利用状況等のデータを収集しており、劣化予測の必要性を理解しているものとして評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>学校ごとに屋根や壁といった部位ごとの修繕履歴、利用状況、劣化の状況といったデータを収集しており、データの蓄積に向けた取り組みが進められている状況である。しかし、劣化予測にどのような情報が必要なのかは整理されていない。このため、データの蓄積を進めつつ、何が必要な情報であるか、至急、整理を行うべきである。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>劣化予測に必要な情報を整理しながら、今後も措置計画に基づき劣化予測に必要なデータ整備を行ってまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>劣化予測に必要な情報を整理しながら、措置計画に基づき、劣化予測に必要なデータを順次、整備してまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
196	<p>⑦ 予防保全体制の構築</p> <p>施設の劣化予測、健全度評価を継続的、定期的に行っていくためには、施設に対する点検プロセスをマニュアル化し、作業の標準化を図ることが有効である。現在行われている目視による定期点検は、教育委員会にて専門性を有する非常勤職員が自らの経験と裁量でもって実施しているが、今後は劣化予測、健全度評価を属人的ではなく、組織的に行っていく必要がある。そのためには、点検項目、作業手順等を標準化、マニュアル化し同一の水準により、点検作業を組織的に実施できる体制を整える必要がある。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>予防保全体制の構築につきましては、点検項目、作業手順等をマニュアル化し同一の水準により、組織的に点検作業が実施できる体制を検討してまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>現在、点検項目等について調査中であり、実施体制の構築については、今後検討してまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>予防保全体制の構築について、国土交通省が作成しているマニュアルを利用し、予防保全に関するマニュアルの作成を予定しており、予防保全体制の構築の必要性を理解しているものとして評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>具体的な内容の検討は、点検項目の検討やデータ整備が途上であることから進んでいない。予防保全体制は早急に構築すべきものであることから、データ収集等を急ぎ、マニュアルとして整理すべきである。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後も措置計画に基づき、データ収集等を急ぎ予防保全体制の構築に取り組んでまいります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>措置計画に基づき、データ収集等や予防保全体制の構築に取り組んでおります。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
197	<p>⑧ 法定点検結果にしたがった修繕の実施</p> <p>平成19年に実施された法定点検の結果、D評価となったものについて、現時点で修繕が未実施となっている箇所が多く存在する。D評価は補修、修繕を必要とする箇所であり、早急に修繕を実施すべきである。また、仮に、予算等から緊急の修繕が困難な場合には、修繕を行わないまでも安全性が損なわれないように最低限の措置が必要である。さらに、D評価の箇所については、今後の対応方法を明確にするとともに、修繕の未実施、修繕の終了といった顛末を明らかにすべきである。</p>	<p>（措置計画）</p> <p>平成19年度に実施した、建築基準法に基づく点検結果でD評価の298項目については、早急に修繕計画をたて、優先度に基づき順次措置するとともに、顛末を明確にしていまいます。</p> <p>なお、措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。</p> <p>（教育委員会総務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>点検結果でD評価の298項目については、平成25年度までの修繕計画を、教育委員会で策定したところですが、今後、総合計画などに位置づけるなど、予算の確保をしながら実施してまいります。</p> <p>(1)修繕済みの項目（9月30日</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>法定点検結果にしたがった修繕の実施について、平成25年度までの対応計画を策定しており、法定点検の結果に従った計画的な修繕の実施に向けた取り組みして評価できる。また、平成21年度中にD評価とされた部分について学校に通知し、安全対策についても確認する予定であり、安全確保に向けた取り組みとして評価できる。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、一定の措置がなされていると考えられる。速やかに修繕を行えない箇所については、修繕がなされるまでの児童生徒</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施してまいります。</p> <p>また、D評価とされた部分については、平成21年度中に学校に通知することとしております。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>	<p>●未措置</p> <p>法定点検でD評価のものについては、計画に従い順次修繕を実施しております。</p> <p>また、D評価とされた部分については、平成21年度に各学校に通知したところです。</p> <p>（教育委員会総務課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		<p>現在) 25項目</p> <p>(2)今年度中実施予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 41項目</li> </ul> <p>(3)今後の計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ H22年度 93項目</li> <li>・ H23年度 91項目</li> <li>・ H24年度 24項目</li> <li>・ H25年度 24項目</li> </ul> <p>(4)安全性の対策を要する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ バルコニーの手すり関係</li> <li>・ 校舎外壁の劣化関係</li> </ul> <p>修繕するまでは、状況の把握を定期的実施するとともに、必要に応じて場所の立ち入りを禁止して安全確保に十分配慮してまいります。</p> <p style="text-align: center;">(教育委員会総務課)</p>	<p>の安全を保つためにも、学校との情報共有を進め、事故が起きないように安全対策に万全を期し、安全対策について定期的に確認することが必要である。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
200	<p><b>3. 下水道施設</b> (9) 下水道施設に関する監査の結果</p> <p>② 維持管理計画の策定 維持管理方針の実施に向けて維持管理計画の策定が必要となる。維持管理計画としては、具体的な維持管理に関する中長期計画、年度計画及び修繕計画の策定が必要となる。</p>	<p>(措置計画) 下水道施設の適切な機能維持のためにも、方針策定とともに、具体的な維持管理計画の策定に向けて検討してまいります。 (施設管理課)</p> <p>(措置状況) 下水道施設の維持管理方針の策定に向けた検討と併せて、具体的な維持管理計画の策定についても検討してまいります。 (施設管理課)</p>	<p>(措置の方向性について) 維持管理方針については、下水道部内では検討が進められ、平成21年度中には決定を予定している。また、平成22年度から順次実態調査を実施し、平成23年度から順次維持管理計画を策定する予定で平成21年度中に予備調査を完了する予定である。維持管理の方針及び維持管理計画の策定に向けた取り組みが進んでいると評価できる。 (現時点での措置状況について) 今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討されたい。また、上記の取り組み</p>	<p>(今後の方向性) 今後は計画的に修繕が進むよう、計画の立案、実行に向けた対策を検討してまいります。 (施設管理課)</p>	<p>●未措置 平成21年度に策定した『維持管理方針』に基づき、平成22年度は菜園・内丸地区の合流区域について長寿命化計画策定のための管渠の現況調査を行いました。 平成23年度は引き続き菜園・内丸地区の管渠の現況調査を行い、菜園・内丸地区の一部について長寿命化計画を策定しました。 また、下水道管路施設維持管理計画策定のため、管路施設管理に関する実態調査と課題の整理、管路施設管理の基本方針の検討、点検・調査</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			については、市内の一部を 対象とするものであり、 市内全域をカバーするため には今後も継続的に同様の 作業を進める必要がある。		計画の方向性について検 討を行いました。  (下水道整備課)
202	<p><b>③ 維持管理計画の評価と マネジメントサイクル</b></p> <p>管渠の維持管理は、維持 管理方針、維持管理計画に したがって、管渠のライフ ラインとしての機能の維持 とトータルコストの削減に 向けた取組みが進められる ことになる。そこで、実際 に維持管理方針や維持管理 計画にしたがって管渠の維 持管理が行われているかど うかの評価が必要となる。 評価では大規模修繕や修 繕、点検の実施状況のほ か、トータルコストの削減 状況についての評価も必要 である。さらに、評価の結</p>	<p>(措置計画)</p> <p>今後、下水道施設の維持 管理方針及び維持管理計画 の策定検討に合わせて、計 画評価及びマネジメントサ イクルの考え方の導入につ いて検討してまいります。  (業務課、施設管理課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>今後、下水道施設の維持 管理方針及び維持管理計画 の策定検討に合わせて、計 画評価及びマネジメントサ イクルの考え方の導入につ いて検討してまいります。  (業務課、施設管理課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>維持管理計画の評価とマネ ジメントサイクルについ て、維持管理計画を策定す ることが目的ではなく、計 画をいかに実行するかを検 討しており、計画の評価や マネジメントサイクルの考 え方の必要性は認識されて いると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況につ いて)</p> <p>維持管理計画は平成23年 度に策定される予定である が、その前提となる維持管 理方針の策定時に職員研修</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後も引き続き職員の意 識を高めるとともに、計画 の進行管理方法についての 検討してまいります。  (業務課、施設管理課)</p>	<p>●未措置</p> <p>今後策定を予定してい る維持管理計画の円滑な 進行管理に資するため、 所属職員がアセットマネ ジメントへの理解を深め る機会の設定や方法につ いて検討してまいりま す。  (経営企画課、下水道整 備課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	果を受け、必要に応じて維持管理計画を見直すなど、マネジメントサイクルを機能させることが重要である。今後は管渠の維持管理においても、マネジメントサイクルを機能させるなど、マネジメントの考え方を導入すべきである。		を実施し、職員にアセットマネジメントの考え方をまず浸透させる予定である。計画を実行するのは職員であり、このような職員の理解を進める取り組みは計画の実施につながるものである。職員の意識改革には時間を要することが想定されるため、今後も引き続き職員の意識を高めるとともに、計画の進行管理方法についての検討を進めるべきである。		
203	<p><b>④ 維持管理に係る経費の最少化の検討</b></p> <p>現在、維持管理は、おおよそ前年度と同額の予算のもとで行われており、そのため管渠の老朽化に伴う不具合の増加に対応した修繕が行われているとは言い難い。しかし、一方で、市の</p>	<p>（措置計画）</p> <p>限られた財源で維持管理していくために、費用の平準化や財務シミュレーションによるライフサイクルコストの比較検討を行うなど、今後、維持管理計画の策定にあたり、トータルコ</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に係る経費の最小化については、平成22年度に実施予定の調査結果を基に平成23年度の計画策定時に、個々の工事ごとに判断する予定であり、経費の最小化に向けた取り組みの必</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーションレーション方法について検討してまいります。</p> <p>（業務課）</p>	<p>●未措置</p> <p>菜園・内丸地区の一部については、管渠に関する長寿命化計画の策定の中で、経費の最小化について検討を行いました。</p> <p>（下水道整備課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>財政状況を鑑みると今後も維持管理に必要な所要額を確保することが難しい状況にある。そこで、維持管理に要する費用の平準化とライフサイクルコストの削減に向けた取組みが必要となる。</p> <p>トータルコストの削減に向けては、設定した管理水準を達成するために今後、必要となる更新、大規模修繕及び修繕のための費用を見積もり、財務シミュレーションを繰り返すことで、どのように施設の維持管理を行うことが、最もトータルコストを最少化できるのかを検討することが必要である。</p> <p>なお、より精緻な財務シミュレーションを行うためには、財務シミュレーショ</p>	<p>ストの最少化についても検討してまいります。 (業務課)</p> <p>(措置状況) 下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、トータルコストの最少化についても検討してまいります。 (業務課)</p>	<p>要性は認識されていると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について) 維持管理計画の策定が平成23年度であるため、現時点では経費の最小化に関する検討は行われていない。今後は、ライフサイクルコストの算定に向け、必要なデータ等の収集やシミュレーションレーション方法の精緻化を行うべきである。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査での指摘事項等	20年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	ンの前提となる劣化予測などの条件を求める必要がある。そのため、劣化予測などを行う上で必要となる情報の整備などが今後は必要となる。				
205	<p><b>⑤ 維持管理体制の見直しと委託化の検討</b></p> <p>管渠の維持管理だけではなく、水路の清掃や草刈りといった水路の維持管理も担当しているため、常時、管渠の点検や補修などの維持管理に携わることができない状況にある。このことが、対症療法的な対応となっている一因と考えられる。また、管渠の維持管理に係わる職員には、高度な専門的技術と経験が求められるが、職員の採用が抑制</p>	<p>(措置計画)</p> <p>限られた職員数及び財源のなかで、効果的に維持管理ができるように、外部委託化によるリスクの検討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。</p> <p>(措置状況)</p> <p>下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、外部委託化</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>維持管理体制の見直しと委託化については、平成22年4月に予定されている下水道と水道の組織の統合を契機に、類似した業務の統合や業務委託の実施を予定しており、維持管理体制の見直しと委託化が進められる予定であり評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>組織の統合に向け、類似</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>今後は、業務の効率化が図られるよう、委託の範囲についても検討してまいります。</p> <p>(施設管理課)</p>	<p>●未措置</p> <p>ポンプ場に係る遠方監視・遠隔操作及び雨水高速処理施設の委託を進めてまいります。ポンプ場維持管理については、委託業務の内容を精査し、委託化に向けて具体的な手続きやスケジュールを検討してまいります。</p> <p>(下水道施設管理課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>されている現状から、今後は技術継承が困難になることも予想される。そこで、長期的な視野を持って管渠の維持管理体制の充実を検討する必要がある。</p> <p>費用削減については維持管理に要するトータルコスト削減の観点から検討すべきである。</p> <p>そこで、維持管理体制の充実とトータルコストの削減に対応するため、管渠の維持管理業務の外部委託を検討することが有効である。外部委託により、職員が持つ技術、能力を最大限に活用し効果的な維持管理を実施することで管理水準の維持とともにトータルコストの削減も可能になるものと考えられる。</p> <p>維持管理業務の外部委託</p>	<p>によるリスクの検討も含め、効率的な維持管理体制について検討してまいります。なお、業務の一部について、外部委託化によるリスクを精査しながら、順次、外部委託を実施していく予定としております。</p> <p style="text-align: right;">(施設管理課)</p>	<p>業務の洗い出し等が行われている。しかし、委託の検討に向け、実施業務の分析は行われていない。実施業務の棚卸、分析を実施し、業務の効率化が図られるよう、委託の範囲を検討すべきである。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	化に向けては、リスクの負担（市と委託先とのリスクの負担関係）や効率化の効果などについて、十分に検討を行ったうえで判断する必要がある。				
207	<p><b>⑥ 維持管理に必要な情報の整備</b></p> <p>ライフサイクルコストを含めたトータルコストの削減に向けた維持管理計画を策定するためには、管渠の設計記録、点検結果や過去の修繕履歴などのデータの整備が必要である。現状では、これらのデータが整備されておらず、今後、点検結果などのデータを把握し整備することが必要である。データの整備に向けては、整備するデータの範囲</p>	<p>（措置状況）</p> <p>過去の点検及び修繕履歴等の把握の必要性を認識しておりますが、これまで建設した下水道資産の量が膨大であることから、今後、維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、データ整備スケジュールを含め、維持管理に必要なデータの整備を検討してまいります。</p> <p>（施設管理課）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>維持管理に必要な情報の整理について、平成25年度に完成予定の下水道台帳の電子化に合わせ、修繕履歴を記録できる仕組みを取り入れる検討をしている。また、平成22年の調査区域については、修繕履歴を平成21年度中にデータベース化し、維持管理計画の策定に活用する予定である。これらは必要な情報の整備に関する認識があると評価でき</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後は、必要な情報の整理を行い、修繕履歴等についてデータベース化していくなど、調査を補完し、情報の整備方策についても検討してまいります。</p> <p>（施設管理課）</p>	<p>●未措置</p> <p>現在整備している下水道台帳の電子化に併せ、今後、修繕履歴等のデータベース化など、データ整備の方法について検討してまいります。</p> <p>（下水道整備課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>とこれらのデータをどのように整備するのかを明確にすることが必要である。また、データの整備には一定期間を要するものと思われるので、データ整備に向けたスケジュールの立案も必要となる。</p> <p>また、データの整備が進めば劣化予測なども可能になると考えられ、計画的な大規模修繕の実施など計画的な管渠の維持管理が可能となる。</p> <p>管渠の維持管理に視点をあてたマネジメントを行う上で、現在のデータの整備では不十分である。マネジメントに必要不可欠なデータの範囲を検討し、データの整備を進める必要がある。</p>		<p>る。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>データベース化が進められているが、どのような情報が必要であるかについては、現在検討を始めた状況である。平成22年度の調査開始を控え、早急に必要な情報の整理を行う必要がある。</p> <p>また、市の下水道総延長（平成20年度末）は約1,800kmであるため、調査区域に併せた情報のデータベース化では、整備に時間がかかり、アセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理の導入が遅れる可能性がある。このため、今後市内で実施される修繕についてデータベース化してい</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			くなど、調査を補完し、情報の整備が進む方策を検討する必要がある。		
208	<p>⑦ 劣化傾向の把握</p> <p>維持管理計画を策定するためには、管渠の状況に関するデータを整備し、劣化予測の精度向上を図ることが効果的である。管渠の劣化予測のためには、劣化モデルの予測式を理論的に導き出すことは困難であるため、まずは管渠の劣化傾向の把握から着手することが現実的である。現状のように、重度の損傷が発見された時点でその損傷箇所の修繕を実施する対症的な対応ではなく、今後は将来的に損傷が予想される箇所に対して、中長期的な視点に基づいた処置を施す予防保全的な維持管</p>	<p>（措置計画）</p> <p>将来の管渠劣化を確実に予測することまでは困難ですが、今後、管渠の現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。</p> <p>（施設管理課，業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>下水道施設の維持管理方針及び維持管理計画の策定検討と併せて、今後、管渠の現況を調査することなどにより、劣化傾向の把握について、検討してまいります。</p> <p>（施設管理課，業務課）</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>劣化傾向の把握については、現在既に交換、修繕が必要な個所について、劣化の状況を点検、把握をしているが、その他については、特段の措置を講じておらず、劣化傾向の把握の必要性を十分に認識しているとは言い難く、劣化傾向の把握の必要性を改めて認識すべきである。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>上記のとおり、現状では劣化傾向の把握に向けた措置は講じられていない。平成23年度に策定する維持管理計画には、劣化傾向についても織り込むことが必要</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>今後はモデル地区を設定するなど、劣化傾向を把握することについても検討してまいります。</p> <p>（施設管理課，業務課）</p>	<p>●未措置</p> <p>平成22年度、平成23年度に実施した内丸・菜園地区の長寿命化計画策定のための管渠の現況調査結果を参考にしながら、優先的に更新整備すべき地区としてモデル地区を設定し、劣化傾向を把握することについても検討してまいります。</p> <p>（下水道整備課，下水道施設管理課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	理を実施するためには、管渠のどの部分にどのような損傷がいつごろ生じるおそれがあるのかといった劣化傾向を把握しておく必要がある。		である。このため、平成22年度からの調査で得られる情報だけでなく、モデル地区を設定し、情報を収集することで、劣化傾向を把握し、劣化傾向の把握に活用するなどの取り組みが必要である。		
209	<p><b>⑧ 受益者負担の検討</b></p> <p>損益計算書の推移からもわかるとおり、現在の経営状況では純損失の解消が困難な状況である。また、管渠の老朽化に伴い、今後、維持管理費用の増加が予想される。したがって、計画的に大規模修繕を行うことで、ライフサイクルコストを削減するとともに修繕費の平準化に取り組むことが必要不可欠である。</p> <p>管渠の老朽化に伴い分</p>	<p>（措置計画）</p> <p>今後、増加が予想される維持管理費等が下水道の経営に影響を与えることから、下水道使用料など受益者への負担については、景気等社会的情勢も考慮して慎重に検討してまいります。</p> <p>（業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>現在の経営状況では純損失の解消が困難なこと、今後、管渠の老朽化に伴い維持管理に係る経費も増加す</p>	<p>（措置の方向性について）</p> <p>受益者負担の検討については、平成20年度末累積欠損金が27億円にのぼり、管轄区域内の人口減少により下水道使用料が減少していることから、事務の委託や組織の簡素化を進めることで経営体質の強化を図ろうとしている。安易に受益者負担の増加によらず、まず、経営努力を進める姿勢は評価できる。</p> <p>（現時点の措置状況につい</p>	<p>（今後の方向性）</p> <p>対症療法的修繕から予防保全型の計画的修繕へ移行しなければならない時期に来ていることは認識しておりますが、今後、経営努力を進めながら、受益者負担についても検討してまいります。</p> <p>（業務課）</p>	<p>●未措置</p> <p>経営体質の強化を図るため、厳選した建設投資により資本費の負担を圧縮するほか、計画的な修繕を進めるため、菜園・内丸地区の長寿命化計画を策定してまいりました。今後においては、アセットマネジメント手法を導入し、なお一層のライフサイクルコストの最小化に取り組みます。また、適正な受益者負担についても引き続き検討し</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>資本費及び維持管理費も増加することが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要となる。そこで、下水道料金の検討にあたっては、分流式下水道の汚水に関する資本費と維持管理費について、修繕費のほかライフサイクルコストや更新に係る経費など、今後、発生が予想されるトータルコストを基礎に検討することが必要となる。また、今後、市としてトータルコストをどのように削減するのかといった方針を示すことが、下水道料金の検討を行ううえでの前提となる。</p>	<p>ることが予想されることから、将来世代へ負担を先送りしないためにも下水道料金の検討が必要ですが、景気等社会的情勢も考慮し、慎重に検討をすすめてまいります。</p> <p>今後、ライフサイクルコストの削減効果を把握するために、まず下水道資産の現況調査や予測作業を実施してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（業務課）</p>	<p>て)</p> <p>今後の維持管理費用が予想される中、将来世代へ負担を先送りしないためには経費削減やアセットマネジメントの考え方を導入することを前提として、最低限の受益者負担の増加を検討することもやむを得ないのではないかと考える。</p>		<p>てまいります。</p> <p style="text-align: center;">（経営企画課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
211	<p><b>4. 施設管理の全体に関する監査の結果</b></p> <p>(1) 全庁的な視点にたった施設管理方針の策定</p> <p>今後、財政状況が厳しさを増すなか、施設管理は、全庁的な指針の下、施設間の優先順位にも考慮しながら、効率的、効果的に施設の管理を行っていく必要がある。そのためには、全庁的な施設管理の方針を示した施設管理方針を策定することが必要となる。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>全庁的な施設管理の方針を策定することは、公共施設のライフサイクルコストの削減や施設更新に係る支出の平準化等を図る上で有効であると考えられることから、方針の策定に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>庁内関係課において、アセットマネジメントの考え方を取り入れた全庁的な施設管理の方針の策定に向けた課題の整理を行っております。</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>全庁的な視点にたった施設管理方針の策定については、関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり、全庁的な方針の策定の必要性は認識されている。また、平成21年度中に施設の所管課を中心に認識の共有を図り、その後データを収集する予定とのことであり、取り組みが進んでいると評価できる。</p> <p>(現時点の措置状況について)</p> <p>まちづくり研究所（岩手県立大学との連携）の平成22年度の研究テーマとしてアセットマネジメントの導</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>全庁的な施設管理の方針を策定することは、公共施設のライフサイクルコストの削減や施設更新に係る支出の平準化等を図る上で有効であると考えられることから、方針の策定に向けて検討するとともに、施設管理体制の整備についても検討してまいります。</p> <p>なお、専門性の不足を補うため、まちづくり研究所と連携してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>全庁的な施設管理体制の整備については、平成24年度に資産管理活用事務局を設置いたしました。が、全庁的な施設管理方針の策定については、まちづくり研究所における公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置した資産管理活用事務局において検討を進めることとしております。</p> <p>なお、下水道施設については、上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理に向け取り組んでおります。</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		今後、方針の策定に向けた具体的な検討を実施する予定としております。 (行財政改革推進課, 建築住宅課, 教育委員会総務課, 下水道部業務課)	入が取りあげられ, 全庁的な取り組みにつながると考えられる。しかし, 全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では, 作業が進まない恐れがある。このため, 早急に, 全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。		(行政経営課, 資産管理活用事務局, 教育委員会総務課, 経営企画課)
212	(2) 施設管理に係る中長期計画の策定 将来にわたって, 各年度の維持管理費や更新費用など施設関連費用が, どのように発生するかを, 財務シミュレーションなども用いて予想するとともに, 費用の縮減と平準化のための方策を検討したうえで, 施設の維持管理に関する中長期計画を策定する必要がある。施設の老朽化に対応す	(措置計画) (1)における方針策定とともに, 施設の維持管理に関する中長期計画の策定に向けて検討してまいります。 (行財政改革推進課, 建築住宅課, 教育委員会総務課, 下水道部業務課)  (措置状況) 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せ	(措置の方向性について) 施設管理に係る中長期計画の策定については, (1)にある維持管理方針の策定に合わせ, 予算に反映できる計画の策定を目指している。計画を策定するだけでなく, 確実に実施するためには, 予算との連携が必要であり, 取り組みは評価できる。今後は, 施設関連費用を縮減するととも	(今後の方向性) 実効性のある計画となるよう留意しながら, 必要なデータの精査, 収集等も含め, 計画の策定に向けた検討を継続してまいります。 (行財政改革推進課, 建築住宅課, 教育委員会総務課, 下水道部業務課)	●未措置 施設管理に係る中長期的計画の策定については, まちづくり研究所におけるアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ, 平成24年度に設置した資産管理活用事務局において検討を進めることとしております。

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	るためには、計画的、戦略的な施設関連費用の縮減と平準化を検討する必要がある。	て、中長期計画の策定についても検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）	に、中長期にわたる費用の平準化を図り，市の厳しい財政状況の中でも確実に実施できる計画とすることが必要である。 （現時点での措置状況について） 現状では，計画策定に必要なデータの種類が明確でなく，データそのものも不足し，シミュレーションを行うことができない状況である。計画策定にどのようなデータが必要か，早急に，整理する必要がある。		なお，下水道施設については，上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理に向け取り組んでおります。 （行政経営課，資産管理活用事務局，教育委員会総務課，経営企画課）
215	(4) 固定資産台帳の整備 現在，全国の自治体で，公会計制度改革が推進されている。今回の公会計制度改革では，資産，債務管理の充実のために固定資産台帳の整備が求められており，盛岡市としても早急	(措置計画) 公会計の整備については，H20年度決算から財務書類を作成する予定としている。その中で全庁的な取り組みが必要となるので，その進め方について検討し	(措置の方向性について) 固定資産台帳の整備については，現在，公会計制度改革への対応として，台帳整備に向け，庁内プロジェクトチームを立ち上げ検討しており，作成に向け取り	(今後の方向性) 公会計の整備については，平成22年度から取り組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に，公会計制度改革，資産・債務改革による健全な	●未措置 平成24年度においては，平成21・22・23年度に引き続き総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表するほか，固定資産台帳の整備については，

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>に、固定資産台帳の整備に取り組むべきである。施設の管理について、マネジメントの発想が欠如している理由として、施設に関する財務情報の不足が挙げられる。現在の官庁会計では、施設の取得価額や減価償却費を含めた維持管理費を把握することができず、そのことが、施設のマネジメントを行う上での大きな障害となっている。</p> <p>固定資産台帳の整備を進めるにあたっては、財政課など財務情報を所管する部署のほか、実際に施設の維持管理を行っている部署も含めたプロジェクトチームを編成し、施設の維持管理に利用可能な台帳を整備する必要がある。</p>	<p>てまいります。</p> <p>(財政課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>公会計の整備については、平成21年度は決算統計情報等を活用し財務書類を作成し、固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、公会計制度改革庁内プロジェクトチームを立ち上げ、台帳整備を行っております。</p> <p>(財政課)</p>	<p>組んでいると評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>台帳作成に向け取り組んでいる状況であるが、台帳は整備することも大切であるが、活用してこそ意味があるものである。このため、作成においては、活用を念頭に置き、必要に応じ専門的な知識を有する者に助言を求めるべきである。</p>	<p>財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産税台帳は公会計制度改革庁内プロジェクトチームにより、段階的かつ計画的に整備することとしております。</p> <p>整備した台帳の活用については、岩手県と共同で実施している「財政情報の『見える化』推進研究会」等の取組みを参考に、活用できる台帳整備に努めてまいります。</p> <p>(財政課)</p>	<p>関係課でプロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備を行う予定としています。</p> <p>(財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
216	<p>(5) 施設に関する情報の整備</p> <p>施設管理にマネジメントの考え方を導入するためには、固定資産台帳の整備による財務情報の整備に加えて、施設に関する非財務情報の整備も必要である。現在、施設的设计、建築方法や過去の修繕の状況などの非財務情報の多くは、電子データ化されていない状態で各課が保管しているが、電子データとしてデータベース化した上で、一元管理することが必要である。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>固定資産台帳を整備する過程で、施設管理に伴う建築方法や過去の修繕の状況などの情報の集約方法等についても、所管各課と協議し検討してまいります。</p> <p>(財政課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、整備計画の中に取り込むことができるかどうかを含め、内部協議中です。</p> <p>(財政課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>施設に関する情報の整備については、固定資産台帳の整備に合わせ、整備ができるかどうかを検討中である。全庁的にマネジメントを進めていくためには、施設管理に責任を持つ部署を決定したうえで、データとして一元管理できるようにすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>関係課で意見交換を行っており、翌年度からプロジェクトの立ち上げを予定している。</p>	<p>(措置計画)（今後の方向性）</p> <p>公会計の整備については、平成22年度から取り組むこととしている盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進を指針に掲げ、24年度までに整備を行うこととされています。</p> <p>固定資産台帳は段階的かつ計画的に整備することとしており、整備計画の中に取り込むことができるかどうかを含め、全庁的な施設管理の方針の策定や整備の在り方の検討と併せ、非財務情報の整備も検討してまいります。</p> <p>(財政課)</p>	<p>●未措置</p> <p>資産台帳の整備については、平成21・23年度に関係課で意見交換を行っており、平成24年6月までに関係課でプロジェクトチームの立ち上げを行い、段階的に整備を行う予定としています。</p> <p>(財政課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
217	<p>(6) 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト削減に向けた取組み</p> <p>現在、盛岡市の施設管理は、不具合の箇所に対症療法的な手法で対応しているが、今後は、施設の長寿命化を図ることが必要である。老朽化が進んだ施設に対して大規模修繕を行い長寿命化を図ることで、将来の修繕費などの維持管理費を削減するとともに、更新費用の発生を繰り延べることで、施設のライフサイクルコストの削減が可能である。施設毎に、どのように大規模修繕を行うことがライフサイクルコストの最少化に効果的なのかの検証を行う必要がある。</p>	<p>(措置計画)</p> <p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの削減に向けて、検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、ライフサイクルコストの削減についても検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>ライフサイクルコストの削減に向けた取り組みについては、建物毎の検討は行われているが、市全体としての考え方はなく、市としての考え方を整理すべきである。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では市全体の考え方が整理されておらず、個別の施設において検討がなされている状況である。所管課では全体的な視点を持つことは困難であるため、全庁的な管理に責任を持つ部署が、修繕と延命化の関係を明らかにし、全庁に考え方を示すべきである。</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>全庁的な視点に立った施設管理方針、施設管理に係る中長期計画の策定とともに、施設ごとに効果的なライフサイクルコストの削減に向けて検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>ライフサイクルコスト削減に向けた取組みについては、まちづくり研究所におけるアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置した資産管理活用事務局において検討を進めることとしております。</p> <p>なお、下水道施設については、上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理に向け取り組んでおります。</p> <p>(行政経営課，資産管理活用事務局，教育委員会総務課，経営企画課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
219	<p>(8) 規定の整備と「市有建築物保全計画実施要綱」の見直し</p> <p>盛岡市では、施設管理に関する規則として、「市有建築物保全計画実施要綱」（以下、「要綱」）が設けられている。第2 監査の結果 1. 共通事項 (5)盛岡市の施設管理の現状で指摘したとおり、「要綱」が対象とする建築物には、庁舎や市営住宅などは含むが、その一方で、学校（市立高校は除く）や下水道部管理施設は対象外とされている。そのため、「要綱」において対象外とされた建築物については、施設管理に関する規定が整備されていないのが現状である。したがって、「要綱」で対象外とされている施設につい</p>	<p>(措置計画)</p> <p>指摘のありました対象建築物などの拡大等、施設管理方針の全庁的検討結果に合わせた要綱の見直しを検討してまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理方針の検討結果後に、施設管理方針の内容に沿うように、要綱の見直しを行います。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>規定の整備等については、現状が全庁的な施設管理方針が決定していない段階であることから、全庁的な方針の決定後に整備する予定であり、特段の措置はなされていない。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>現時点では特段の措置はなされていないが、全庁的な施設管理方針の決定を待つのではなく、専門知識を有する課として管理方針の決定に向け、包括外部監査での指摘を受けた経験に基づき、検討した内容や取組状況についての情報提供等により議論を積極的にサポ</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>要綱の見直しについては、全庁的な施設管理方針の決定後に行います。全庁的な管理方針の策定やマネジメントの構築につきましても、技術的な側面から積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(建築住宅課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成24年度から専門部署を設置したことから全庁的な施設管理基本方針を策定する予定であり、専門知識を有する課として、技術的な側面から、今後も積極的にサポートしてまいります。</p> <p>(資産管理活用事務局)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査での指摘事項等	20年度措置計画及びそれに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画または今後の方向性	措置状況（担当課）
	でも、先に説明した施設管理方針にしたがった規定の整備が必要である。また、現在の「要綱」についても施設管理方針に沿った見直しが必要である。		トする必要がある。		
220	<p>(9) 施設の点検、評価の充実</p> <p>施設の安全性を継続的に維持するためには、不具合の箇所を発見し、これに対症的に対応するだけでなく、予防保全的な観点から施設の点検、評価を行うことが必要である。また、予防保全的な点検、評価により、施設の長寿命化につながることも可能である。現在行われている安全性に重点を置いた点検、評価に加えて、予防保全的な観点からの点検、評価についても点検項目として加えるべ</p>	<p>(措置計画)</p> <p>現在、各施設で、消防法や建築基準法などによる法定点検など、随時点検、調査を行っておりますが、安全性に重点を置いた点検、評価に加え、予防保全的な観点からの点検項目の追加等も検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せ</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>施設の点検、評価の充実については、消防法や建築基準法に基づいた安全性に重きを置いた点検のみを実施している状況であり、取り組みは進んでいない。アセットマネジメントの考え方では、安全性はもちろん、予防保全的な点検が必要である。</p> <p>(現時点での措置状況について)</p> <p>下水道課や教育委員会においては、今回の指摘に基</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>予防保全的な観点からの点検項目の追加等も引き続き検討してまいります。</p> <p>(行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p>	<p>●未措置</p> <p>予防保全的な観点からの点検項目の追加等については、まちづくり研究所におけるアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置した資産管理活用事務局において検討を進めることとしております。</p> <p>なお、下水道施設については、上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	きである。	て、予防保全的な観点からの点検についても検討してまいります。 (行財政改革推進課, 建築住宅課, 教育委員会総務課, 下水道部業務課)	づき、安全性に力点をおいた検査項目が検討されており, これらを参考に予防保全的な項目としてどのような項目を盛り込むかを早急に決定すべきである。		維持管理に向け取り組んでおります。 (行政経営課, 資産管理活用事務局, 教育委員会総務課, 経営企画課)
221	(10) 安全点検の実施とその対応 今回の包括外部監査において, 具体的な検証の対象とした小中学校施設及び下水道施設では, いずれにおいても点検の結果, 施設に問題があるとされたにも関わらず, 修繕などの措置が行われていないものが発見された。点検の結果, 問題があると指摘された箇所は, いずれも市民の安全性に被害が及ぶ可能性を含んでいる。指摘箇所については, 安全上, 問題が生じな	(措置計画) 小中学校施設及び下水道施設で指摘された事項につきましては, 修繕計画を立て, 早期に措置します。 また, それ以外において, 点検結果の措置状況を確認するとともに, 措置が行われていないものがある場合は, 適切に措置してまいります。 なお, 措置を講ずるまでの間の安全性には十分配慮してまいります。 (行財政改革推進課, 建築	(措置の方向性について) 安全点検の実施とその対応について, 安全性に課題があるものについては, 早急に対処すべきであり, 対処がやむを得ず遅れる場合には, 利用者の安全性が十分確保されるよう取り組まなければならない。教育委員会や下水道部で措置の遅れや安全性の確保に課題があったことを考えると, 他の部局においても同様のケースがあると考えられる。  (現時点での措置状況につ	(措置計画) 法令に基づく定期的な施設点検のなかで, 点検結果の措置状況を順次確認し, 措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。 措置の状況の公表について, 今後検討してまいります。 (行財政改革推進課, 建築住宅課, 教育委員会総務課, 下水道部業務課)	●未措置 法令に基づく定期的な施設点検の結果, 措置が行われていないものがあった場合は適切に措置してまいります。 また, 措置の状況の公表については, 中長期的な施設維持管理計画の策定と併せて検討を進めてまいります。 (行政経営課, 資産管理活用事務局, 教育委員会総務課, 上下水道部総務課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>いように早急に措置を講ずる必要がある。</p> <p>また、小中学校施設及び下水道施設以外にも、点検の結果、問題点が指摘されているにもかかわらず、措置が行われていないものが、ないかどうかを確認し、措置が行われていないものがあれば、早急に措置を講ずる必要がある。</p>	<p>住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課)</p> <p>(措置状況)</p> <p>小中学校施設の点検で指摘された事項については、教育委員会内で修繕計画を立てたところですが、予算の確保をしながら措置してまいります。</p> <p>下水道施設で指摘された7項目のうち、菜園分区の一部と仁王田圃分区については平成19年度に対処済みであり、都南中央分区については平成20年度に対処しております。残りの項目についても、適時に措置していきます。</p> <p>その他の施設についても、法令に基づく定期的な施設点検のなかで、点検結果の措置状況を順次確認</p>	<p>いて)</p> <p>教育委員会や下水道部では対策が進められている。市の公共施設について状況を早急に確認し、状況を公表するとともに、問題があれば必要な措置を講ずることが必要である。</p>		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		し、措置が行われていない ものがあつた場合は適切に 措置してまいります。な お、市の公共施設における 修繕等のあり方につきまし ては、全庁的な施設管理の 方針の策定に向けた検討と 併せて、より効果的な実施 方法を検討してまいりま す。 (行財政改革推進課，建築 住宅課，教育委員会総務 課，下水道部業務課)			
222	(11) 建設当初におけるラ イフサイクルコストを考慮 した建設 施設の長寿命化を図り， ライフサイクルコストの縮 減を進めるためには，建設 時からライフサイクルコス トの縮減を考慮した設計， 建設を行うことが重要であ る。	(措置計画) これまでも，施設の建設 にあたっては，設計，建設 時に事業費の縮減やランニ ングコストについて考慮し てまいりましたが，今後 は，ライフサイクルコスト の縮減と縮減への考慮が十	(措置の方向性について) 建設当初におけるライフ サイクルコストを考慮した 建設については，現在，全 庁的な維持管理方針の策定 に向け，関係課において修 繕費用や問題点を整理して いる段階であり，特段の検	(今後の方向性) 全庁的な施設の維持管理 方針の策定に向けた検討と 併せて，ライフサイクルコ ストの縮減をチェックする 仕組みの導入について検討 してまいります。 (行財政改革推進課，建築	●未措置 ライフサイクルコストの 縮減をチェックする仕組み については，まちづくり研 究所におけるアセットマ ネジメントの考え方を取 り入れた公共施設の維持 管理手法等についての研

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>施設の建設にあたっては、設計、建設時にライフサイクルコストの縮減への考慮が十分になされているかどうかをチェックする仕組みを導入すべきである。</p>	<p>分なされているかチェックする仕組みの導入について検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p> <p>（措置状況） 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、ライフサイクルコストの縮減や縮減についてチェックする仕組みについても検討してまいります。 （行財政改革推進課，建築住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>討は行われていない。施設の維持管理を効果的，効率的に実施するためには，施設の建設時に，維持管理方針に基づいたライフサイクルコストの縮減を考慮することが必要である。</p> <p>（現時点の措置状況について） 特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では，維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため，早急に，全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。</p>	<p>住宅課，教育委員会総務課，下水道部業務課）</p>	<p>究成果を踏まえ，平成24年度に設置した資産管理活用事務局において検討を進めることとしております。</p> <p>なお，下水道施設については，上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理に向け取り組んでおります。</p> <p>（行政経営課，資産管理活用事務局，教育委員会総務課，経営企画課）</p>
223	<p>(12) 耐用年数の設定 施設管理に係る中長期計画を策定するためには，施</p>	<p>(措置計画) 施設の新設，改修，中長期計画の策定などを行う際</p>	<p>(措置の方向性について) 耐用年数の設定については，現在，全庁的な維</p>	<p>(今後の方向性) 全庁的な施設の維持管理方針の策定に向けた検討と</p>	<p>●未措置 耐用年数の設定については，まちづくり研究所にお</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>設毎の耐用年数を設定することが必要である。既存の施設について耐用年数の設定を行うとともに、現時点での経過年数を把握する必要がある。また、新たに建設する施設についても、耐用年数を設定し、施設の中長期の管理に役立てるべきである。</p>	<p>には、その施設の構造、用途にあった耐用年数の設定を行い、施設の中長期的な施設管理計画の策定に役立ててまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p> <p>（措置状況）</p> <p>全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、耐用年数の設定についても検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p>	<p>持管理方針の策定に向け、関係課において修繕費用や問題点を整理している段階であり、特段の検討は行われていない。施設の維持管理を効果的に実施するためには、施設の耐用年数を設定する必要があるため、維持管理方針の策定に併せ、耐用年数の設定を行うべきである。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>特段の措置は行われていない。全庁的に施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では、維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため、早急に、全庁的な施設マネジメントに</p>	<p>併せて、施設の耐用年数の設定について検討してまいります。</p> <p>（行財政改革推進課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課）</p>	<p>けるアセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理手法等についての研究成果を踏まえ、平成24年度に設置した資産管理活用事務局において検討を進めることとしております。</p> <p>なお、下水道施設については、上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理に向け取り組んでおります。</p> <p>（行政経営課、資産管理活用事務局、教育委員会総務課、経営企画課）</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			責任を持つ部署を決定すべきである。		
225	<p>(13) 施設管理体制の充実 施設管理方針の策定に伴い、全庁的に統一した方針のもと施設管理を行っていくことに対応し、施設管理体制の充実が必要である。管財課や建築住宅課といった施設管理に直接関連する部署や財政課など財務情報に係る部署が連携し、施設を資産としてマネジメントできる体制を構築する必要がある。</p>	<p>(措置計画) アセットマネジメントに関する市の対応について検討を進めながら、体制の整備のあり方についても検討してまいります。 (行財政改革推進課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p> <p>(措置状況) 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、施設管理体制の整備のあり方についても検討してまいります。 (行財政改革推進課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道</p>	<p>(措置の方向性について) 財政課、管財課、建築住宅課、行財政改革推進課の4課によるアセットマネジメント導入に向けた協議が行われている。施設管理に関係する部署に加え、財政課が加わっており、施設を資産として捉え、アセットマネジメントの導入に向けた検討に着手しており、評価できる。</p> <p>(現時点での措置状況について) 現在、全庁的な維持管理方針の策定に向け、修繕費用や問題点を整理している段階であり、特段の措置は行われていない。全庁的に</p>	<p>(今後の方向性) 全庁的な施設管理の方針の策定に向けた検討と併せて、施設管理体制の整備のあり方についても検討してまいります。 (行財政改革推進課、職員課、財政課、建築住宅課、教育委員会総務課、下水道部業務課)</p>	<p>○措置済 全庁的な施設管理体制の整備については、アセットマネジメント推進に向けた計画策定、進捗管理を施設横断的に行う組織として、平成24年度に資産管理活用事務局を設置いたしました。 なお、下水道施設については、上下水道局においてアセットマネジメントの考え方を取り入れた維持管理に向け取り組んでおります。 (行政経営課、職員課、財政課、資産管理活用事務局、教育委員会総務課、経営企画課)</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【結果分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
		部業務課)	施設のマネジメントに責任を持つ部署が決定していない現状では、維持管理方針の策定等の作業が進まない恐れがある。このため、早急に、全庁的な施設マネジメントに責任を持つ部署を決定すべきである。		

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

2 平成20年度の指摘事項に関する措置状況について（第3 意見 2 公金の不適切な処理について）

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
236	(f)固定資産台帳の整備 自治体では公会計制度 改革が進められており、盛 岡市においても、固定資産 台帳を整備することが急務 である。	(措置計画) 公会計の整備について は、平成20年度決算から財 務書類を作成する予定とし ている。その中で全庁的な 取り組みが必要となるの で、その進め方について検 討してまいります。  (平成21年9月末の措置状 況) 公会計の整備について は、平成21年度中に財務書 類を作成することとしてお り、固定資産台帳整備につ いては平成22年度にかけて 段階的かつ計画的に整備す ることとしており、公会計 制度改革庁内プロジェクト チームを立ち上げ、台帳整備 を行っております。	(措置の方向性について) 公会計の整備について は、盛岡市自治体経営方針 及び実施計画に、公会計制 度改革、資産・債務改革に よる健全な財政運営の推進 を指針に掲げ、平成24年度 までに整備を行うこととさ れている。固定資産台帳の 整備については、庁内プロ ジェクトチームを立ち上 げ、段階的かつ計画的な固 定資産台帳整備や複式簿記 導入について検討を予定し ている。  固定資産台帳の整備にあ たっては、その利用方法に ついては十分に検討し、現 品との突合が可能な固定資 産台帳を整備する必要がある。  (現時点での措置状況につ	(今後の方向性) 公会計制度改革庁内プロ ジェクトチームによる固定 資産税台帳整備を平成22年 度にかけて段階的かつ計画 的に整備することとしてお ります。  整備した台帳の活用につ いては、岩手県と共同で実 施している「財政情報の『 見える化』推進研究会」等 の取組みを参考に、活用で きる台帳整備に努めて参り ます。  (財政課)	●未措置 平成24年度においては、 平成21・22・23年度に引き 続き総務省方式改訂モデル による財務書類を公表する ほか、固定資産台帳の整備 については、関係課でプロ ジェクトチームを立ち上 げ、段階的に台帳整備を行 う予定としています。  (財政課)

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
			<p>いて)</p> <p>平成21年度では、総務省方式改訂モデルによる財務書類を公表したほか、固定資産台帳の整備については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的に台帳整備に取り掛かった点は評価できる。</p>		
237	<p>(g)実査の実施</p> <p>情報セキュリティーの観点からも、一定の時点で、固定資産台帳と現物との突合を行う必要がある。具体的には、パソコン等の固定資産には、購入時に固定資産番号が記されたシールを添付し、一定の時点毎（通常は、年度末の1回か、9月末との年2回程度）に固定資産台帳に記入された固定資産番号を基に、台帳と現物との一致を</p>	<p>(措置計画)</p> <p>今後、備品台帳と現物との突合の方法について検討してまいります。</p> <p>各課の課長等は、会計課が出力した当該年度に購入した備品一覧表に基づき、現品を突合のうえ会計管理者へ報告するものとします。</p> <p>会計管理者は、各課長等からの報告結果を受けて、その中から抽出して備品台帳と現品の突合をする</p>	<p>(措置の方向性について)</p> <p>措置計画によれば、各課で、備品一覧表と現品の突合を行うとされている。平成21年度中に、固定資産番号が記されたシールの備品への添付や備品一覧表の作成が進められている。</p> <p>なお、実査の対象は、前年度に購入されたものだけでなく、全ての備品を対象とすべきである。</p> <p>(現時点での措置状況につ</p>	<p>(今後の方向性)</p> <p>各課等による備品一覧と現物の確認を平成21年6月から実施し、各課等による確認を了した部署から抽出して22年2月に会計課も実査を行っており、今後も継続してまいります。</p> <p>全ての備品について備品一覧の整理と備品シールの添付が終わった段階で、一定時点毎の確認に係る制度化を検討してまいります。</p> <p>(会計課)</p>	<p>●未措置</p> <p>平成21年度及び平成22年度に引き続き、平成23年度においても部署を抽出して、2月に会計課で実査を実施しました。</p> <p>平成23年度において備品の基準を見直し、全庁的にそれに沿った分類区分を明確にしたところです。</p> <p>平成24年度においては、実査の制度化、備品を含む物品の管理に係る事項の調整に関し検討してまいりま</p>

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査での指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	確認すべきである。実際の一致の確認は各課で行い、確認の結果を会計課に報告する方法が考えられる。また、会計課としても、いくつかの部署を選び、実際に実査を実施することが、効率的で効果的である。	ものとします。  （平成21年9月末の措置状況）  年度内に購入した全ての備品を調査の対象とすることから、出納整理期間終了後の6月上旬に各課照会を行い、6月末までには現品の抽出確認を実施することとします。ただし、平成20年度分については、今年度中に各課への照会を実施し、その中から抽出して現品の確認を行うものとして、準備を進めております。	いて）  措置が進められている。		す。  （会計課）
245	(c)会計制度の整備  今回の公会計制度改革を契機に、速やかに固定資産台帳など資産、債務に関する情報を整備し、また複式簿記の導入に向けても迅速	(措置計画)  本市においてもH20年度決算から公会計制度改革に取り組み財務書類を作成する予定となっていることから、その手法について、検	(措置の方向性について)  公会計の整備については、盛岡市自治体経営方針及び実施計画に、公会計制度改革、資産・債務改革による健全な財政運営の推進	(今後の方向性)  公会計制度改革庁内プロジェクトチームによる固定資産税台帳整備を平成24年度にかけて段階的かつ計画的に整備するとともに、複	●未措置  資産台帳の整備については、平成21・23年度に関係課で意見交換を行っており、平成24年6月までに関係課でプロジェクトチーム

包括外部監査結果等に基づく措置状況（平成21年度）

テーマ3：平成19年度及び平成20年度包括外部監査の措置状況の検証【意見分】

報告書 頁	平成20年度包括外部監査で の指摘事項等	20年度措置計画及び それに対する措置状況	左に対する監査の結果	21年度措置計画 または今後の方向性	措置状況（担当課）
	<p>に取り組む必要がある。</p>	<p>討してまいります。</p> <p>（平成21年9月末の措置状況）</p> <p>平成21年度は財務書類を作成し、固定資産台帳整備を平成22年度にかけて段階的かつ計画的に整備することとしており、公会計制度改革庁内プロジェクトチームを立ち上げ、台帳整備を行っております。</p>	<p>を指針に掲げ、平成24年度までに整備を行うこととされている。</p> <p>（現時点での措置状況について）</p> <p>平成21年度は、総務省方式改訂モデルによる財務書類を作成・公表したほか、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、段階的かつ計画的な固定資産台帳整備や複式簿記導入について検討している。</p>	<p>式簿記の導入に向け取り組んでまいります。</p> <p>（財政課）</p>	<p>の立ち上げを行い、段階的に整備を行う予定としています。</p> <p>（財政課）</p>